

第54回

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2026年6月19日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



開催場所

東京都新宿区西新宿2丁目2番1号
京王プラザホテル「扇」
（南館4階）

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件



株式会社日本エム・ディ・エム

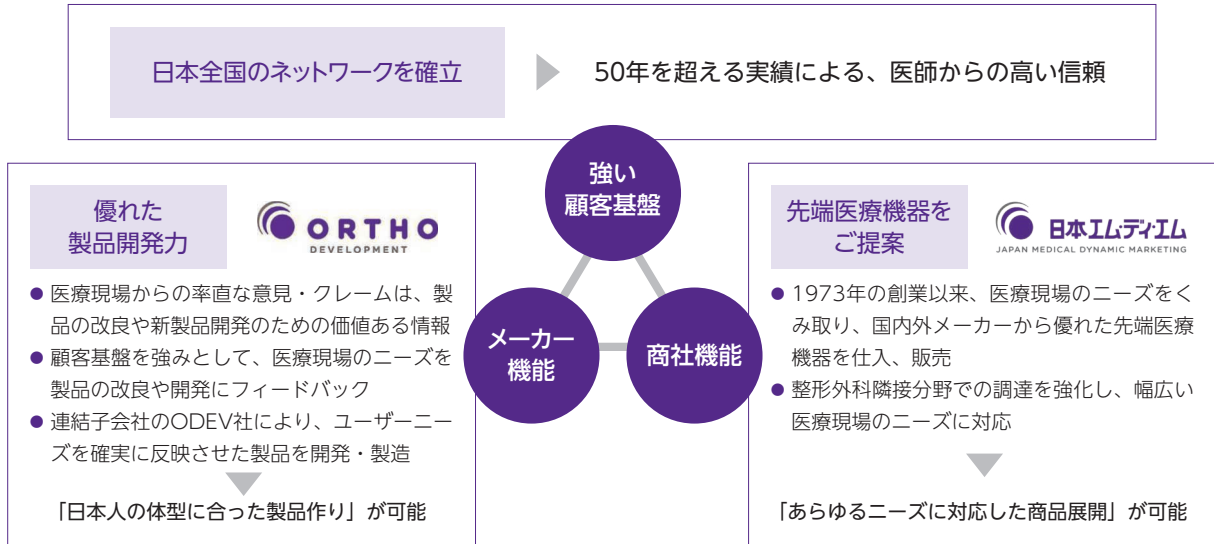
証券コード：7600

当社の強み

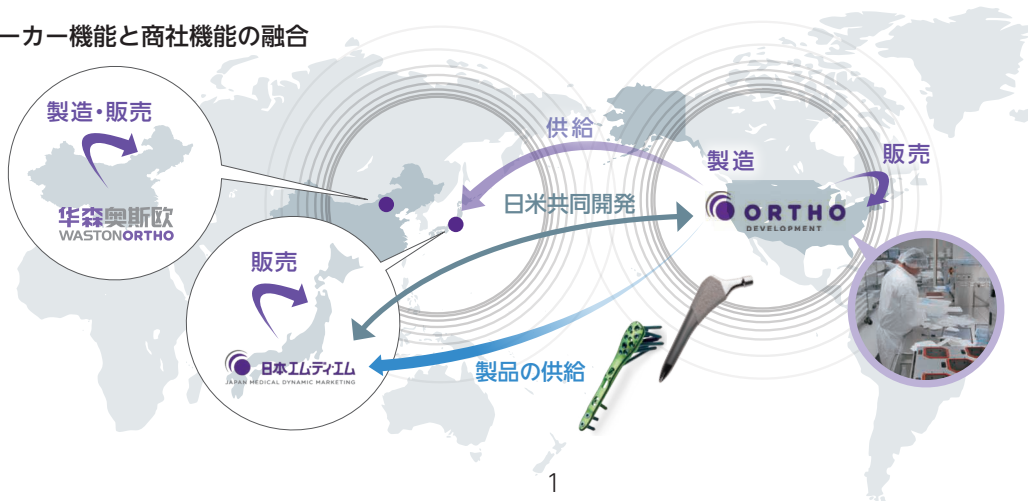
メーカー機能と商社機能の両輪と強い顧客基盤により、持続的な成長を実現。

連結子会社である Ortho Development Corporation (ODEV社) の優れた製品開発力と商社機能、医師からの高い信頼をベースに、ニーズに応じた優れた医療機器を提供することにより、安定した成長を実現します。

持続的成長を達成する3つの強み



■ メーカー機能と商社機能の融合



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
ここに第54回定時株主総会の招集に際し、皆様にご通知申し上げます。



当社グループは、「患者さんのQOL向上に貢献する」をパーパスとして掲げております。

このパーパス実現のために、「医療現場ニーズを把握し、治療価値向上に資するサービスをより高い専門性・品質をもってタイムリーかつ安定的に医療現場に提供する」ことを目指しております。

また、全てのステークホルダーの皆様のために、当社グループは一丸となり、マテリアリティ（重要課題）に取り組むことで、より魅力的な日本エム・ディ・エムグループを築き上げていく所存でございます。

株主の皆様への利益還元につきまして、安定配当を基本方針とし、2026年3月期の期末配当は、当期の業績及び今後の事業環境等を総合的に勘案し、年間配当金17円を予定しております。

株主の皆様におかれましては、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも皆様の変わらぬご支援を宜しくお願い申し上げます。

2026年5月

株式会社日本エム・ディ・エム
代表取締役社長 弘中 俊行

証券コード 7600
2026年5月29日
(電子提供措置の開始日 2026年5月28日)

株 主 各 位

株式
会社 **日本エム・ディ・エム**
東京都新宿区市谷台町12番2号
代表取締役社長 弘 中 俊 行

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト(<https://www.jmdm.co.jp/ir/meeting/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、「議決権行使についてのご案内」をご参照の上、2026年6月18日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

-
- 1 日時** 2026年6月19日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
-
- 2 場所** 東京都新宿区西新宿2丁目2番1号
京王プラザホテル 南館4階 扇
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
-
- 3 目的事項**
- | | |
|-------------|--|
| 報告事項 | 1. 第54期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第54期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件 |
| | 第2号議案 定款一部変更の件 |
| | 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| | 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| | 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| | 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| | 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件 |
-

以 上

- 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載していません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・事業報告の「ご参考 日本エム・ディ・エムのコーポレート・ガバナンスについて」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決定または決議の内容の概要」及び「事業の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ・監査報告の「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」、「会計監査人の監査報告書」及び「監査役会の監査報告書」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

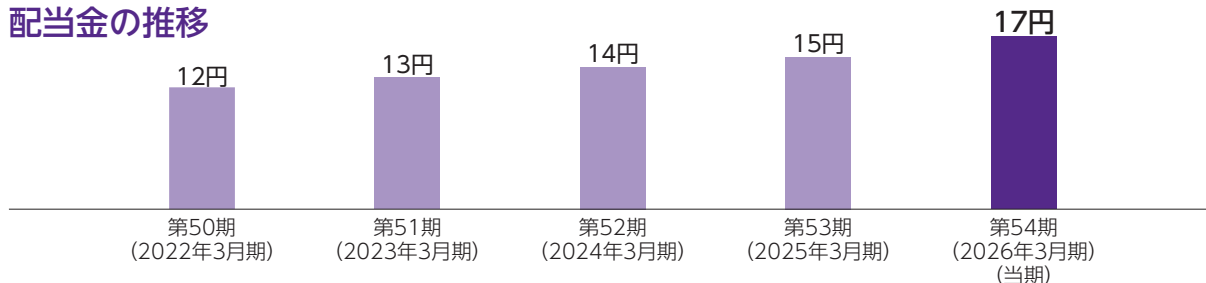
議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元につきまして、安定配当を基本方針としております。第54期の期末配当は、当期の業績及び今後の事業環境等を総合的に勘案し、剰余金の処分として、以下のとおり期末配当を実施したいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金17円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、449,823,230円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月22日といたしたいと存じます。

配当金の推移



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督・監査機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るとともに、経営の公正性、透明性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更するとともに、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるため、現行定款第5条（公告方法）を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款		変更案	
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略)		第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり)	
第4条	(機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条	(機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条	(公告方法) 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載して行う。</u>	第5条	(公告方法) 当社の公告は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u>
第2章 株 式 第6条～第11条 (条文省略)		第2章 株 式 第6条～第11条 (現行どおり)	
第3章 株 主 総 会 第12条～第18条 (条文省略)		第3章 株 主 総 会 第12条～第18条 (現行どおり)	
第4章 取締役および取締役会		第4章 取締役および取締役会	
第19条	(員 数) 当社の取締役は、12名以内とする。 (新設)	第19条	(員 数) 当社の取締役は、12名以内とする。 <u>2</u> 前項の取締役のうち、 <u>監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>
第20条	(選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 (新設)	第20条	(選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 <u>2</u> 前項の規定による取締役の選任は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。</u>
<u>2</u>	取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	<u>3</u>	取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
<u>3</u>	取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	<u>4</u>	取締役の選任決議は、 <u>累積投票によらないものとする。</u>

現行定款	変更案
<p>第21条 (任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 (新設)</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第21条 (任期) 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 3 増員または補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。 4 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。 5 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後の、2年後の定時株主総会開始のときまでとする。</p>
<p>第22条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第22条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から取締役社長1名を定めることができる。</p>
<p>第23条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第23条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、取締役会においてあらかじめ定めた者がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会においてあらかじめ定めた者に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3 <u>前二項にかかわらず、監査等委員会</u>が選定する<u>監査等委員</u>は、<u>取締役会を招集することができる。</u></p>
<p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第26条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>第26条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 (現行どおり)</p>
<p>第27条 (報酬等)</p>	<p>第27条 (報酬等)</p>
<p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。 (新設)</p>	<p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 <u>2</u> <u>会社法第361条第1項各号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。</u></p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>第30条 第5章 監査役および監査役会 (員数)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (削除)</p>
<p>第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (選任方法)</p>	<p>(削除)</p>
<p>2 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第32条 (任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条 (常勤の監査役) 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条 (監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>第30条 (監査等委員会の招集通知) 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第35条 (監査役会の決議方法) <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第31条 (監査等委員会の決議の方法) <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>第36条 (監査役会の議事録) <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>第32条 (監査等委員会の議事録) <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>第37条 (監査役会規則) <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>第33条 (監査等委員会規程) <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第38条 (報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>第39条 (社外監査役の責任免除) <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	(削除)
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人 第40条～第41条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人 第34条～第35条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算 第42条～第45条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算 第36条～第39条 (現行どおり)</p>
	<p>(附則) <u>令和8年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終了前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第39条の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役6名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	当事業年度における取締役会出席状況
1 再任	ひろなか としゆき 弘中 俊行	代表取締役社長	100% (20回/20回)
2 再任	よこやま ひで き 横山 秀樹	社外取締役 独立役員	100% (15回/15回)
3 再任	ふるしま ひろ み 古島 ひろみ	社外取締役 独立役員	100% (15回/15回)
4 再任	おかむら ともゆき 岡村 友之	社外取締役	95% (19回/20回)

候補者番号 ひろなか としゆき

1 弘中 俊行

再任

生年月日	1962年11月17日生
取締役会への出席状況	100% (20回/20回)
保有する当社の株式数	17,100株
上場会社の兼職数	0社



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1986年 4月 伊藤忠商事株式会社入社
- 2001年 8月 デル・コンピュータ株式会社
(現デル・テクノロジーズ株式会社)
ビジネスセールス本部本部長
- 2006年 12月 レノボ・ジャパン株式会社常務執行役員
- 2009年 8月 当社取締役社長付営業担当
- 2010年 8月 当社取締役営業本部・ODEV担当
Ortho Development Corporation
取締役 (現任)
- 2013年 6月 当社取締役営業管掌兼経営企画担当
- 2014年 4月 当社取締役営業管掌・経営企画・管理本部担当
- 2016年 6月 当社取締役経営企画担当
- 2021年 5月 Changzhou Waston Ortho Medical
Appliance Co., Ltd.取締役 (現任)
- 2021年 6月 当社取締役管理本部・SCM本部・経営企画担当
- 2022年 4月 当社取締役上席執行役員経営戦略本部長
- 2023年 4月 当社代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由等

弘中俊行氏は、これまで経営企画、海外事業及びサステナビリティ部門の責任者として、当社グループの経営に継続的に関与し、中期経営計画の立案を主導するとともに、米国子会社の事業拡大にも取り組んでまいりました。加えて、取締役会においては、重要な経営課題に関する意思決定及び業務執行の監督に適切な役割を果たしてきたものと評価しております。当社が現在推進している中期経営計画を着実に遂行し、持続的な成長及び企業価値の向上を実現していくためには、同氏が有する経営全般に対する指揮監督能力に加え、グローバルビジネス及びサステナビリティに関する知見と経験を引き続き経営に反映していくことが重要であると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号 よこやま ひで き

2 横山 秀樹

再任

社外

独立

生年月日	1959年10月26日生
取締役会への出席状況	100% (15回/15回)
保有する当社の株式数	6,000株
上場会社の兼職数	0社



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1982年 4月 伊藤忠商事株式会社入社
- 2002年 4月 同社全社開発戦略室長
- 2007年 5月 同社ライフケア推進部長
- 2008年 8月 当社社外取締役
- 2012年 4月 伊藤忠商事株式会社自動車・建機・産機部門
長代行
- 2013年 1月 アイ・エム・アイ株式会社入社
- 2014年 1月 同社代表取締役社長
- 2022年 6月 同社代表取締役会長 (現任)
- 2025年 6月 当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由等及び期待する役割の概要

横山秀樹氏は、経営者としての豊富な経験を有しており、特に医療分野ビジネスにおける豊富なマネジメント経験が当社の成長機会や事業課題を的確に把握し、専門的な観点から成長戦略や業務執行に対する客観的かつ長期的な助言・監督など、重要な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を役員人事や報酬の決定に反映させるなど、経営陣を監督する役割に期待しております。

候補者番号 ふるしま ひろみ
3 **古島 ひろみ**

再任 社外 独立

生年月日	1970年9月17日生
取締役会への出席状況	100% (15回/15回)
保有する当社の株式数	一株
上場会社の兼職数	1社*



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4月 衆議院法制局入局
 1997年 4月 古賀総合法律事務所入所
 2000年 4月 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所
 2006年 1月 伊藤見富法律事務所（現モリソン・フォースター法律事務所）入所
 2011年 4月 ノバルティスホールディングジャパン株式会社入社
 2012年 7月 サンド株式会社入社法務コンプライアンス室長
 法務知財コンプライアンス担当
 2014年 7月 ノバルティスファーマ株式会社入社
 法務知的財産統括部医薬法務部長
 2015年 6月 同社執行役員
 ジェネラルカウンセル法務知的財産統括部長
 兼カントリーリーガルヘッド
 2022年 4月 Alnylam Japan 株式会社入社
 法務部長アジア地域担当
 2022年 4月 株式会社PRISM BioLab社外取締役就任（現任）*
 2023年 12月 株式会社セルージョン社外監査役就任
 2025年 6月 当社社外取締役（現任）
 2025年 6月 一色法律事務所・外国法共同事務所入所
 パートナー（現任）

社外取締役候補者とした理由等及び期待する役割の概要

古島ひろみ氏は、弁護士としての幅広い知識や経験を有しており、特に医療業界における法務に関わる豊富な経験が、当社のガバナンス強化に貢献するものと考えています。また、サステナビリティについても実績があり、その経験を通じて当社に対する適切な助言が期待できると判断しています。法律の専門家として、当社の経営の透明性・公平性を高めるために助言をいただき、取締役会の監督機能を一層強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を役員人事や報酬の決定に反映させるなど、経営陣を監督する役割に期待しております。

候補者番号 おかむら ともゆき
4 **岡村 友之**

再任 社外

生年月日	1971年1月1日生
取締役会への出席状況	95% (19回/20回)
保有する当社の株式数	一株
上場会社の兼職数	2社*



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4月 三井東圧化学株式会社
 （現三井化学株式会社）入社
 総合研究所技術研究所
 2003年 7月 三井化学株式会社マテリアルサイエンス研究所
 界面制御グループ表示材料TL
 2010年 10月 同社新材料開発センター
 機能フィルム・シートPJ開発TL
 2013年 8月 同社ヘルスケア材料事業部
 歯科材料グループ新事業開発TL
 2017年 5月 同社ヘルスケア事業本部
 企画管理部事業企画グループ戦略・提携担当
 2019年 4月 同社ヘルスケア事業本部
 企画管理部事業企画グループリーダー
 2022年 4月 同社ライフ&ヘルスケアソリューション事業本部
 医療事業推進室長（現任）*
 2022年 6月 当社社外取締役（現任）
 2023年 6月 株式会社DNAチップ研究所
 社外取締役（現任）*

社外取締役候補者とした理由等及び期待する役割の概要

岡村友之氏は、長年にわたり企業の研究開発部門に所属し、新技術・新製品開発に精通しております。医療機器の分野では、歯科材料の開発実績も有し、ヘルスケア事業の責任者としての経験を有しております。当社の経営を研究開発の視点で監督するため、候補者の豊富な経験や企業統治等に関する知識を役立てることが最適と判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、社外取締役の立場から経営陣を監督する役割に期待しております。

- (注) 1. 取締役候補者全員と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち横山秀樹氏、古島ひろみ氏、及び岡村友之氏は社外取締役候補者であります。横山秀樹氏、古島ひろみ氏が社外取締役に再任され就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員を継続する予定であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の独立性について
横山秀樹氏、古島ひろみ氏は、当社または当社の特定関係事業者からの多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬は除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。また、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三期等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- (2) 社外取締役の候補者が社外取締役に就任してからの年数について
横山秀樹氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
古島ひろみ氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
岡村友之氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 取締役候補者との責任限定契約について
当社と横山秀樹氏、古島ひろみ氏、及び岡村友之氏とは現に責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容は次のとおりであります。
・会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	当事業年度における取締役会出席状況
1 新任	じっとう よしあき 實藤 義明	監査等委員 独立役員 社外	100% (20回/20回)
2 新任	さぶり としお 佐分 紀夫	監査等委員 独立役員 社外	100% (20回/20回)
3 新任	はしもと かずこ 橋本 和子	監査等委員 独立役員 社外	100% (20回/20回)
4 新任	むらかみ もとしげ 村上 元茂	社外取締役 独立役員	—

候補者番号 じつとう よしあき

1 實藤 義明

新任 社外 独立



生年月日	1958年9月10日生
取締役会への出席状況	100% (20回/20回)
保有する当社の株式数	900株
上場会社の兼職数	0社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	伊藤忠商事株式会社入社
1990年 4月	伊藤忠商事株式会社アジア総支配席人席 (香港駐在) 兼 伊藤忠香港会社出向 支店長席/経理部審査課長
1999年 4月	伊藤忠欧州会社出向 欧州事業開発グループ 兼審査課長(ロンドン駐在)
2002年 7月	伊藤忠商事株式会社機械経営管理部機械審査 チーム長
2005年 4月	同社事業・リスクマネジメント部企画統轄企 画チーム長
2010年 4月	同社事業・リスクマネジメント部部长代行
2011年 4月	同社監査部部长代行兼内部統制評価室長
2013年 6月	同社監査役室室長
2015年 6月	伊藤忠ロジスティクス株式会社常勤監査役
2023年 6月	当社社外監査役
2026年 4月	当社常勤監査役 (社外) (現任)

社外取締役候補者とした理由等及び期待する役割の概要

實藤義明氏は、長年にわたり総合商社において国内外の経理・審査部門の業務に従事し、財務及び事業審査に関する豊富な知識と経験を有しております。また、リスクマネジメント部門及び監査部門において内部統制評価業務等に携わるなど、内部統制及びリスク管理に関する幅広い知見を有しております。更に、海外勤務の経験を通じて国際的な事業管理およびガバナンスに関する知見も有しております。

当社は、同氏がこれまで培われた財務、内部統制及びリスク管理に関する専門的知識と豊富な経験を活かし、監査等委員である取締役として取締役の職務執行に対する監査・監督機能の強化に寄与するとともに、当社の経営の透明性及び客観性の向上に資する助言をいただくことを期待しております。また、これまでの経験と専門性を活かした助言及び監督を通じて、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実に貢献していただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号 さぶり とし お

2 佐分 紀夫

新任 社外 独立



生年月日	1949年6月2日生
取締役会への出席状況	100% (20回/20回)
保有する当社の株式数	6,000株
上場会社の兼職数	1社*

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 10月	監査法人中央会計事務所入所
1986年 3月	公認会計士登録
1993年 9月	中央監査法人社員 (パートナー)
1999年 1月	テンプスタッフ株式会社入社
2002年 10月	株式会社イー・スタッフィング監査役
2004年 6月	テンプスタッフ株式会社取締役サポート本部長
2005年 6月	同社常務取締役
2008年 10月	テンプホールディングス株式会社 (現パーソルホールディングス株式会社) 常務取締役グループ経営企画本部長
2010年 5月	同社常務取締役 グループ経営企画本部長 兼Kelly Services, Inc.取締役
2015年 6月	当社社外取締役 (現任)
2019年 7月	レイズネクスト株式会社社外取締役監査等委員 (現任) *

社外取締役候補者とした理由等及び期待する役割の概要

佐分紀夫氏は、公認会計士としての専門的知識及び豊富な経験を有しており、上場会社における経営に携わるなど企業経営に関する幅広い知見を有しています。また、海外企業との連携等を通じてグローバルビジネスに関する知見も有しています。同氏がこれまで培われた専門的知識及び企業経営に関する豊富な経験を活かし、監査等委員である取締役として当社の経営の透明性及び客観性の向上に資する助言を行うとともに、取締役の職務執行に対する監査・監督機能の強化に寄与していただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号 はしもと かず こ
3 **橋本 和子**

新任 **社外** **独立**

生年月日	1967年4月30日生
取締役会への出席状況	100% (20回/20回)
保有する当社の株式数	900株
上場会社の兼職数	0社



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月 中央監査法人入所
1993年 3月 公認会計士登録
1999年 1月 PricewaterhouseCoopers Cincinnati USA
2000年 10月 Deloitte Cincinnati USA
2002年 10月 中央青山監査法人入所
2004年 11月 株式会社I&S BBDO コントローラー
2008年 6月 日本サイテックインダストリーズ株式会社
(現オルネクスジャパン株式会社) コントローラー
2011年 3月 ダイセルオルネクス株式会社監査役
2012年 1月 オルネクスジャパン株式会社代表取締役社長
2019年 10月 橋本和子公認会計事務所開業 (現任)
2023年 6月 当社社外監査役 (現任)

社外取締役候補者とした理由等及び期待する役割の概要

橋本和子氏は、公認会計士としての専門的知識及び豊富な経験を有しており、日系企業及び外資系企業における監査業務に従事するとともに、企業における内部統制体制の構築やSOX対応などに携わるなど、財務・会計及び内部統制に関する幅広い知見を有しています。また、企業の代表取締役を務めるなど企業経営に関する経験も有しており、さらに海外での業務経験を通じて国際的なガバナンスに関する知見も有しています。同氏がこれまで培われた専門的知識及び企業経営に関する経験を活かし、監査等委員である取締役として当社の経営の透明性及び客観性の向上に資する助言を行うとともに、取締役の職務執行に対する監査・監督機能の強化に寄与していただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号 むら かみ もとしげ
4 **村上 元茂**

新任 **社外** **独立**

生年月日	1978年8月26日生
取締役会への出席状況	-
保有する当社の株式数	-株
上場会社の兼職数	0社



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年 4月 司法研修所入所
2008年 9月 弁護士登録 (現任)
2008年 9月 大原法律事務所入所
2014年 1月 株式会社アクセア社外取締役 (現任)
2015年 10月 弁護士法人マネジメントコンシェルジュ
(現法律事務所マネジメントコンシェルジュ) 代表社員 (現任)
2019年 10月 社会保険労務士法人Clarity代表社員 (現任)
2020年 6月 株式会社NARU代表取締役 (現任)
2020年 11月 特定非営利活動法人cheids監事 (現任)
2023年 6月 当社補欠監査役
2026年 4月 当社社外監査役 (現任)

社外取締役候補者とした理由等及び期待する役割の概要

村上元茂氏は、弁護士としての専門的知識及び豊富な実務経験を有しており、企業法務、労務問題及びコーポレート・ガバナンスに関する幅広い知見を有しております。また、法律事務所の代表社員としての経験に加え、企業の社外取締役及び代表取締役を務めるなど企業経営に関する経験も有しております。当社は、同氏がこれまで培われた専門的知識及び企業経営に関する経験を活かし、監査等委員である取締役として当社の経営の透明性及び客観性の向上に資する助言を行うとともに、取締役の職務執行に対する監査・監督機能の強化に寄与していただくことを期待しております。また、同氏は当社の社外監査役として独立した立場から当社の経営に対する監査を行っており、企業法務及びコンプライアンスに関する専門的知見を活かした助言及び監督を通じて、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実に貢献していただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者全員と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 實藤義明氏、佐分紀夫氏、橋本和子氏、及び村上元茂氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。實藤義明氏、佐分紀夫氏、橋本和子氏、及び村上元茂氏が監査等委員である社外取締役に選任され就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に選任する予定であります。
3. 監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
- (1) 監査等委員である社外取締役候補者の独立性について
實藤義明氏、佐分紀夫氏、橋本和子氏、及び村上元茂氏は、当社または当社の特定関係事業者からの多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬は除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。また、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- (2) 社外取締役の候補者が社外取締役に就任してからの年数について
佐分紀夫氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって11年となります。
- (3) 監査等委員である社外取締役との責任限定契約について
實藤義明氏、佐分紀夫氏、橋本和子氏、及び村上元茂氏の選任が承認された場合には当該責任限定契約を締結する予定であります。
なお、当該責任限定契約の内容は次のとおりであります。
・監査等委員である社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する。
4. 当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査等委員である社外取締役がその職務の執行に関する責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

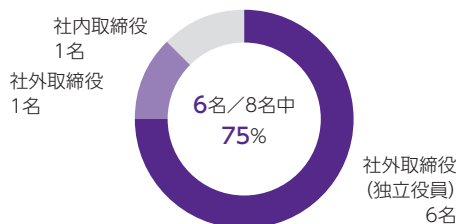
ご参考 取締役(監査等委員を除く)・監査等委員である取締役のスキルマトリックス(本定時株主総会終結後の構成予定)

	氏名	性別	任期	指名・報酬 諮問委員会	専門性及び経験						
					企業経営	ガバナンス・内部統制	グローバルビジネス	法務・コンプライアンス	リスクマネジメント	財務・会計	サステナビリティ・人的資本
取締役	弘中 俊行	男性	再任	●	●	●	●	●	●	●	●
	横山 秀樹	男性 社外	再任 独立	● 委員長	●	●	●	●	●	●	●
	古島 ひろみ	女性 社外	再任 独立	●	●	●	●	●	●	●	●
	岡村 友之	男性 社外	再任			●	●	●	●		
取締役 (監査等委員)	實藤 義明	男性 社外	新任 独立			●		●	●		
	佐分 紀夫	男性 社外	新任 独立		●	●	●	●	●	●	
	橋本 和子	女性 社外	新任 独立			●		●	●	●	
	村上 元茂	男性 社外	新任 独立			●		●	●		

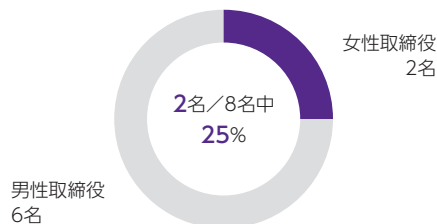
当社グループのスキル項目及び定義

スキル項目	定義
企業経営	企業価値の持続的向上を実現するための経営戦略の立案及び企業経営全般に関する知見を有し、取締役会として経営陣の業務執行を監督する能力
ガバナンス・内部統制	コーポレート・ガバナンス及び内部統制に関する知見を有し、企業統治体制が適切に機能しているかを監督する能力
グローバルビジネス	海外事業の展開及び国際的な事業環境に関する知見を有し、グローバル経営の意思決定及び監督に資する能力
法務・コンプライアンス	企業法務及び医療機器事業に関する法規制に関する知見を有し、法令遵守体制を監督する能力
リスクマネジメント	事業運営に伴う各種リスクを識別・評価し、リスク管理体制の構築及び運用を監督する能力
財務・会計	財務報告、内部統制、資本政策及び財務戦略に関する知見を有し、財務管理を監督する能力
サステナビリティ・人的資本	ESG及び人的資本経営の観点から企業の持続的成長を支える体制を監督する能力

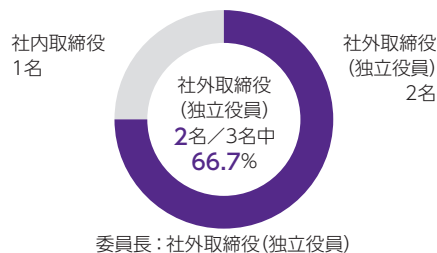
社外取締役(独立役員)の比率



女性取締役の比率



指名・報酬諮問委員会



第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1997年8月20日開催の第25回定時株主総会で年額600百万円以内とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、これを改定し、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額につきましては、年額300百万円以内（うち社外取締役分は72百万円以内）とさせていただきますと存じます。

本議案に係る報酬等の額は、当社の事業規模、役員報酬体系や支給基準、取締役の員数、今後の動向等を総合的に勘案しつつ、過半数を社外取締役が占める指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会において決定していることから、相当であると判断しております。なお、当該報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。また、社外取締役の報酬は原則として金銭による固定報酬としており、業績連動報酬や株式交付信託を用いた株式報酬の対象外としています。

現在の取締役は6名（うち社外取締役4名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」、及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内とさせていただきますと存じます。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」、及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社は、2016年6月23日開催の第44回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）を対象として信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認いただき（当該承認の決議を以下「前回決議」といいます。）現在に至るまで本制度を運用しておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行することから、本制度に係る報酬枠を、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下も同様とし、本議案において以下「取締役」といいます。）に対する報酬枠として改めて設定することについて、ご承認をお願いいたします。その詳細につきましては、下記2.の範囲内で取締役会にご一任いただきたいと思います。

なお、この報酬枠は、現在の本制度に係る報酬枠と同様、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものです。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴って改めてご承認をお願いするものであって、実質的な内容は前回決議によりご承認いただきました内容と概ね同様であります。

本制度導入の目的は、前回決議の際にご説明したとおりであり、取締役が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献意識を高めるべきことは監査等委員会設置会社への移行後も変わりません。

また、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告3. 当社の会社役員に関する事項（5）取締役及び監査役の報酬等の決定方針の決定方法及び当該方針の内容に記載のとおりですが、本議案及び第2号議案の承認可決を条件として、その内容を、本議案、第5号議案及び第6号議案に記載のとおり変更することを予定しております。

しかるところ、本議案の内容は、上記のとおり変更予定の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に従って報酬を支給するために必要かつ合理的な内容となっております。

以上より、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案通り承認可決されまると、本制度の対象となる取締役の員数は1名となります。

本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものいたします。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を取得し、業績等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時（監査等委員でない取締役でなくなった時）です。

① 本制度の対象者（注）	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
② 対象期間	2027年3月末日に終了する事業年度から2029年3月末日に終了する事業年度まで（上記期間終了後も取締役会の決定により新たな対象期間（3事業年度以内の期間とする。）を都度定めることができるものとし、以降も同様とする。）
③ 交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	対象期間の事業年度数に40百万円を乗じた金額
④ 当社株式の取得方法	取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり50,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位及び業績等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

注：監査等委員会設置会社に移行するまでの期間については、前回決議のとおり、社外取締役を除く取締役を対象としております。

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、下記（4）のとおり受益権を取得する取締役を受益者として本信託を設定済みです（なお、当初の信託期間を3年間としていましたが、この信託期間を延長済みです。）。また、当社は、前回決議に基づき、本制度に基づき取締役（監査等委員会設置会社移行前の、社外取締役を除く取締役）に交付するために必要な当社株式の取得資金を本信託に信託しており、本信託はかかる本信託内の金銭を原資として当社株式を取得しています。監査等委員会設置会社移行後の取締役の報酬としてのポイント見合いの当社株式の交付は、かかる本信託内の当社株式をもって行うものとしませんが、本信託内の当社株式数が本制度に基づき取締役に交付するために必要と見込まれる株数に不足し、かつ、本信託内の金銭が、かかる不足分の当社株式を取得するために必要な資金に不足する場合には、当社は、かかる不足分の当社株式の取得資金を本信託に追加信託します。この場合には、本信託は、本信託内の金銭（当社が追加信託した金銭のほか、本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、追加取得します。ただし、当社株式の取得資金として当社が行う信託は、上記（1）の表の②の対象期間において同表の③の金額以内になるように、かかる上限額の範囲内で行うものとしします。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の

必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、当社は、当社と委任契約を締結している、取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入しておりますので、同制度に基づき当該執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、上記対象期間後も、新たな対象期間（3事業年度以内の期間とします。）を都度定めるとともに、これに伴い本信託の信託期間を更に延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該新たな対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該新たな対象期間の事業年度数に金40百万円を上限とする金銭を本信託に追加信託拠出し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します（当該各対象期間満了後も同様とします。）。

また、上記のように新たな対象期間を設定して本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に對するポイントの付与方法

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績等に応じたポイントを付与します。ただし、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度あたり50,000ポイントを上限とします。なお、本定時株主総会終結以降に、本定時株主総会終結までの職務執行に対するポイントを前回決議の範囲内で付与することがあります。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与を受けたポイントの数に応じて、下記（4）の手續に従い、当社株式の交付を受けます。取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0を乗じた数とします（ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。）。

(4) 取締役に對する当社株式の交付

各取締役は、原則としてその退任時に所定の手續を行って、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(5) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(6) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 日本エム・ディ・エムグループの事業について

(1) 事業の経過及びその成果

売上高 23,917 百万円 前期比 1,197百万円 ▼	営業利益 574 百万円 前期比 981百万円 ▼	経常利益 534 百万円 前期比 954百万円 ▼	親会社株主に帰属する 当期純利益 263 百万円 前期比 724百万円 ▲
自社製品比率 79.2% 前期比 1.5pt ▼	売上原価率 40.9% 前期比 3.2pt ▲	営業利益率 2.4% 前期比 3.8pt ▼	ROE (自己資本利益率) 1.1% 前期比 2.9pt ▲

当社グループの当連結会計年度における売上高は23,917百万円（前連結会計年度比1,197百万円減、同4.8%減）、営業利益574百万円（前連結会計年度比981百万円減、同63.1%減）、経常利益534百万円（前連結会計年度比954百万円減、同64.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益263百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失461百万円）となりました。なお、連結売上高に占める自社製品売上高の割合は、79.2%（前連結会計年度は80.7%）となりました。

営業利益は、売上高の減少に加え、売上原価率上昇の影響を受け、574百万円（前連結会計年度比63.1%減）となりました。

経常利益は、営業外収益として為替差益230百万円を含む243百万円を計上する一方、営業外費用として支払利息200百万円、中国合弁会社Changzhou Waston Ortho Medical Appliance Co., Limitedに係る持分法適用による投資損失58百万円等を計上した結果、534百万円（前連結会計年度比64.1%減）となりました。

また、特別損失として医療工具等の固定資産除却損32百万円、及び製品販売中止に係る損失7百万円を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は263百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失461百万円）となりました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第 51 期 (2023年 3月期)	第 52 期 (2024年 3月期)	第 53 期 (2025年 3月期)	第 54 期 (2026年 3月期) 当連結会計年度
売 上 高 (百万円)	21,307	23,177	25,114	23,917
営 業 利 益 (百万円)	2,024	1,746	1,555	574
経 常 利 益 (百万円)	2,043	1,842	1,488	534
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	1,423	1,271	△ 461	263
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△) (円)	54.03	48.31	△ 17.54	9.99
総 資 産 (百万円)	29,434	31,485	33,667	35,678
純 資 産 (百万円)	23,292	25,603	24,741	25,427
1 株当たり純資産額 (円)	880.64	968.74	937.15	963.82
自 己 資 本 比 率 (%)	78.7	81.0	73.3	71.2
R O E (%)	6.4	5.2	△ 1.8	1.1
R O A (%)	7.2	6.1	4.6	1.5
自 社 製 品 比 率 (%)	80.6	80.2	80.7	79.2

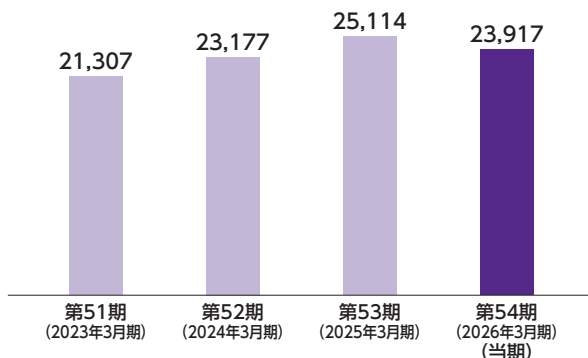
(注) 自社製品比率は、売上控除前の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

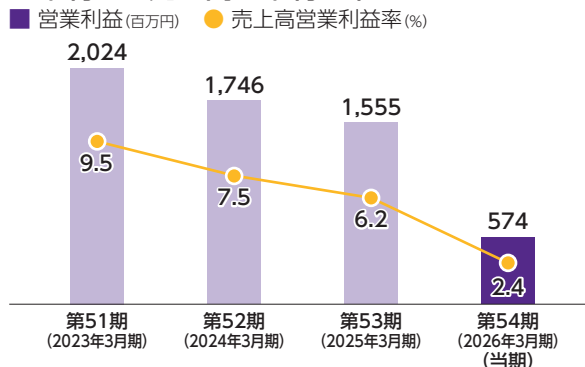
区 分	第 51 期 (2023年 3月期)	第 52 期 (2024年 3月期)	第 53 期 (2025年 3月期)	第 54 期 (2026年 3月期) 当事業年度
売 上 高 (百万円)	12,356	13,004	13,634	13,109
営 業 利 益 (百万円)	1,231	1,093	794	717
経 常 利 益 (百万円)	1,285	1,097	789	825
当 期 純 利 益 (百万円)	732	674	518	512
1 株当たり当期純利益 (円)	27.80	25.64	19.70	19.44
総 資 産 (百万円)	20,531	20,481	20,609	20,849
純 資 産 (百万円)	16,256	16,640	16,822	16,934
1 株当たり純資産額 (円)	618.09	631.91	638.79	642.60
自 己 資 本 比 率 (%)	79.2	81.2	81.6	81.2

【ご参考】連結業績の推移

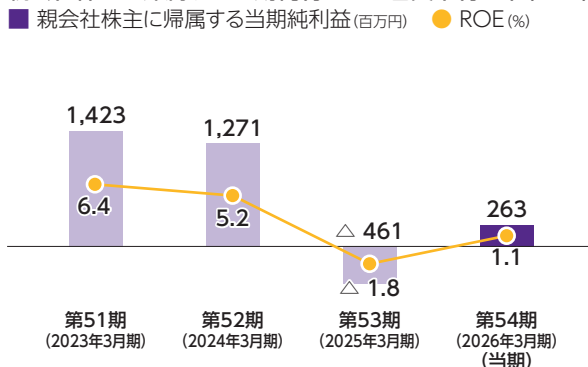
売上高 (百万円)



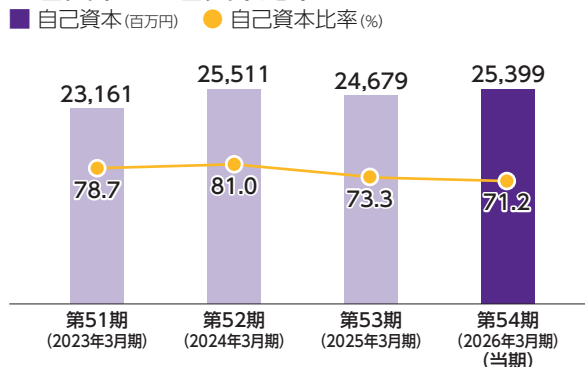
営業利益／売上高営業利益率



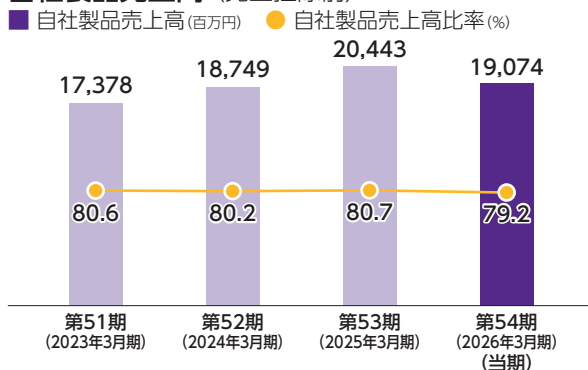
親会社株主に帰属する当期純利益／自己資本利益率 (ROE)



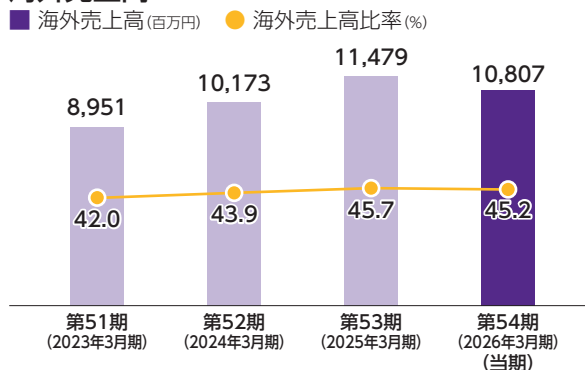
自己資本／自己資本比率



自社製品売上高 (売上控除前)



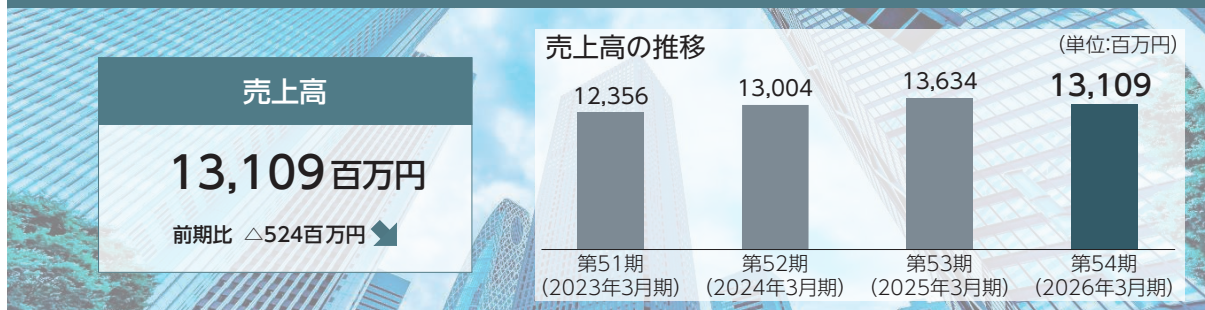
海外売上高*



※ODEV社の決算末日は3月31日であり、海外売上高についてはODEV社の4月1日～翌年3月31日の12ヶ月間の販売実績を掲載しております。

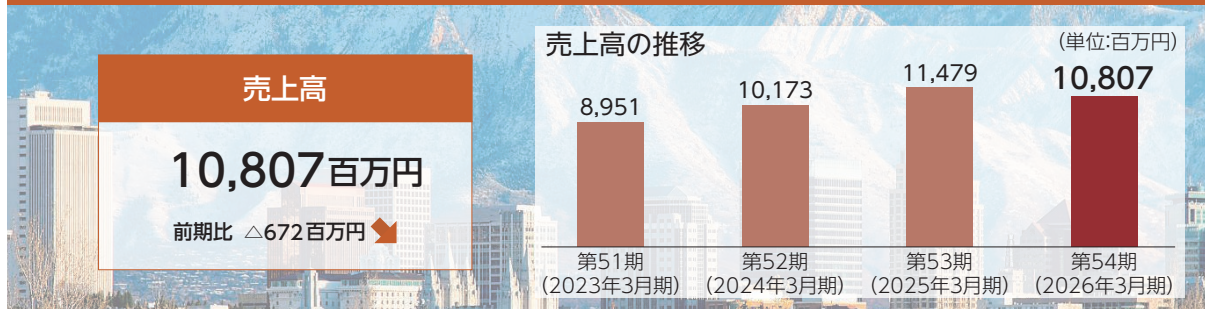
地域別セグメントの概況

日本



日本国内売上高は、前連結会計年度比524百万円減、同3.8%減の13,109百万円となりました（「収益認識に関する会計基準」の適用による販売促進費の一部控除後）。

米国



米国の外部顧客への売上高は、前連結会計年度比3,699千USドル減、同4.9%減の71,579千USドルとなり、円換算後は円高の影響により前連結会計年度比672百万円減、同5.9%減の10,807百万円となりました（前連結会計年度の米国売上高の換算レートは1 USドル152.50円、当連結会計年度は同150.98円）。

製品セグメント別の概況

人工関節

連結売上高（売上控除前）

15,678百万円

前期比 △1,007百万円 ▼

日本売上高（売上控除前）

4,904百万円

前期比 △332百万円 ▼

米国売上高

10,774百万円

前期比 △674百万円 ▼

日本国内の人工関節分野では、報道事案の影響により、特に第4四半期以降、一部の医療機関において当社製品の採用見送りが発生し、獲得症例数が減少しました。この結果、人工関節置換術（THA）及び人工骨頭挿入術（BHA）ともに売上高が減少し、本分野の国内売上高は4,904百万円（前連結会計年度比6.4%減）となりました。

米国の人工関節分野は、主力製品「BKS TriMax」の獲得症例数が増加し1桁の成長となりましたが、一方で、外部に製造委託している人工膝関節再置換製品「Balanced Knee System - Revision」の一部のコンポーネントにおいて納期遅延が継続して発生しており、供給制約の影響から、人工膝関節置換術（TKA）全体では獲得症例数が減少し、売上高は減少しました。人工股関節分野では、全米販売を開始した新製品「Trivicta Hip Stem」の獲得症例数が堅調に推移したことにより、人工股関節置換術（THA）の売上高は僅かながら増加しました。これらの結果、米国人工関節分野の売上高は71,363千USドル（前連結会計年度比4.9%減）となり、円換算後では円高の影響により10,774百万円（前連結会計年度比5.9%減）となりました。

骨接合材料

売上高（売上控除前）

4,444百万円

前期比 △209百万円 ▼

骨接合材料分野は、大腿骨頸部骨折治療材料Prima Hip Screwは、引き続き獲得症例数が堅調に推移し、売上高は増加となりました。一方、大腿骨転子部骨折治療材料ASULOCKは競合環境の激化により、売上高は微減となりました。また、製品ポートフォリオ見直しによる販売中止予定製品等の影響により、Screw & Plate等の売上高が減少しました。この結果、本分野の国内売上高は4,444百万円（前連結会計年度比4.5%減）となりました。

脊椎固定器具

売上高（売上控除前）

3,493百万円

前期比 △50百万円 ▲

脊椎固定器具分野は、日本国内において、KMC Kyphoplastyシステムの獲得症例数が増加し、売上高は2桁成長となりました。一方、Pedicule Screw等は獲得症例数が減少したことから、本分野の日本国内売上高は3,493百万円（前連結会計年度比1.4%減）となりました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は2,311百万円で、その主なものは医療工具類の取得1,769百万円であります。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、事業環境の変化及び一連の報道事案を踏まえ、成長機会の取り込み、収益性の改善、及びガバナンスの強化を重要課題として認識しております。これらの課題に対応するため、各種施策を着実に実行し、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

1. 日本における課題

(1) 高齢化社会に対応した新製品の継続的導入

日本では高齢化の進行に伴い、骨折や骨疾患の患者数の増加が見込まれております。

当社は、こうした医療ニーズの拡大に対応するため、治療成績の向上に資する新製品を継続的に市場へ投入し、獲得症例数の増加及び市場シェアの向上を図ってまいります。

2. 米国における課題

(1) 製品供給体制の強化（売上回復）

米国においては、一部製品における供給制約の影響により、販売機会が制限されております。当社は、サプライヤーの複社化及び調達先の地域分散化を推進することで供給体制の安定化を図り、販売機会を確保し、売上の回復を目指してまいります。

(2) 製造原価上昇及び為替影響への対応

人件費の上昇や為替変動の影響により、製造原価及び調達原価が上昇し、収益性が低下しております。当社は、これらの課題に対応するため、「SAICOプロジェクト」を推進し、以下の施策により収益性の改善を図ってまいります。

- ① 内製化の推進による製造コストの低減
- ② サプライヤー複社化による調達コスト及び供給リスクの低減
- ③ アジア・欧州地域の活用による最適調達の推進
- ④ 自社製品比率の向上による利益率の改善

これらの取り組みにより、原価構造の改善を進め、中期的な利益成長の基盤強化を図ってまいります。

(3) 関税影響への対応

米国の関税政策の影響により、調達コストが上昇しております。当社は、日本向け製品について米国経由を回避するため、アジア地域への生産移管及び日本への直接供給体制の構築を進め、関税影響の低減と効率的なサプライチェーンの構築を推進してまいります。

3. 資本効率及びガバナンスに関する課題

(1) PBR 1 倍割れへの対応（資本効率の改善）

当社は、収益性の低下を背景に、株価純資産倍率（PBR）が1倍を下回る水準で推移しております。当社は、以下の施策を両輪としてROEの向上及び資本効率の改善に取り組み、企業価値の向上を図ってまいります。

- ① 新製品投入による売上成長の加速
- ② SAICOプロジェクトによる収益性の改善

また、株主還元については安定的な配当を基本方針とし、配当性向30%以上を目標としております。

(2) コンプライアンス及びガバナンス体制の強化

当社は、国内における一連の報道事案を踏まえ、コンプライアンス及びガバナンス体制の強化を重要な経営課題と認識しております。本件の背景には、法令及び業界ルールの遵守を確保するための内部統制、牽制機能及び監督体制が十分に機能していなかった点があります。加えて、業務運営における判断の適正性を継続的に検証する仕組みも不十分であったと認識しております。当社グループは、これらの課題への対応として、以下の施策を一体的に推進しております。

- ① 法務・コンプライアンス機能の独立性強化
- ② 社内規程及び承認プロセスの見直し
- ③ 教育・研修の強化
- ④ 内部通報制度の実効性向上
- ⑤ 評価制度の見直し
- ⑥ 監督機能の強化

また、国内においては、医療従事者等との関係に係る管理体制の厳格化およびモニタリングの強化を進めております。これらの取り組みを通じて、当社グループはコンプライアンスを経営の最優先事項として位置付け、企業価値の持続的向上を図ってまいります。

4. サステナビリティへの取組み

当社は、「患者さんのQOL向上に貢献する」というパーパスのもと、持続可能な社会の実現と中長期的な企業価値向上の両立を目指しております。当社グループにおけるマテリアリティ（重要課題）を特定し、ESGの観点から事業活動を推進することで、社会的価値と経済的価値の創出を図ってまいります。

【マテリアリティ】

- ① 患者QOLの向上
- ② 環境負荷の低減
- ③ 人権尊重
- ④ 多様な人材の活躍推進
- ⑤ 医療ニーズへの高品質対応
- ⑥ コーポレート・ガバナンスの強化

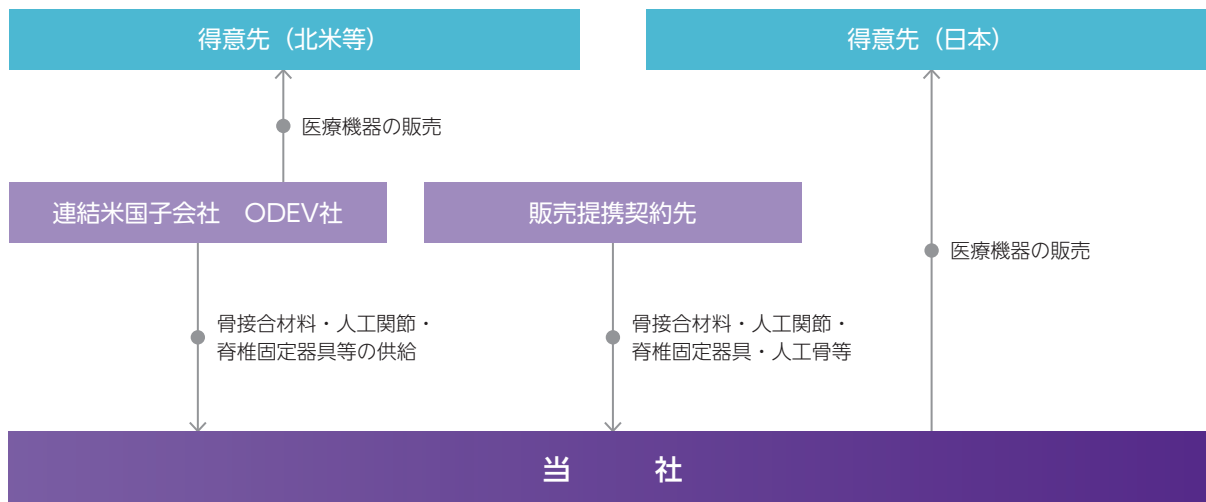
(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び海外子会社1社等で構成され、整形外科分野を中心とした医療機器類の輸入、開発、製造、販売を主な事業活動内容としております。

当社グループの売上は、整形外科分野の医療機器類の取り扱いが大半を占めております。具体的には、当社が、米国子会社Ortho Development Corporation（以下「ODEV社」）及び販売提携契約等に基づき国内外メーカーから、骨接合材料、人工関節、脊椎固定器具、人工骨等製商品を仕入れ、日本国内において販売を行っております。

また、ODEV社は、骨接合材料、人工関節や脊椎固定器具等の開発製造を行い、当社に対して製品供給を行う一方、独自に米国市場を中心として人工関節、脊椎固定器具等の販売を行っております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



(7) 主要な営業所及び工場等（2026年3月31日現在）

		名 称	所 在 地
国内	本社	本社	東京都新宿区
海外	子会社	Ortho Development Corporation	米国ユタ州

(8) 使用人の状況（2026年3月31日現在）

① 当社グループ使用人の状況

人 数	前 年 比 増 減
539名	1名増

② 当社の使用人の状況

区 分	人 数	前 年 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	228名	－名	40.3歳	12.8年
女 性	84名	3名減	38.5歳	10.4年
合計または平均	312名	3名減	39.8歳	12.1年

(9) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,850百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	1,343百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	242百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	200百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	14百万円

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

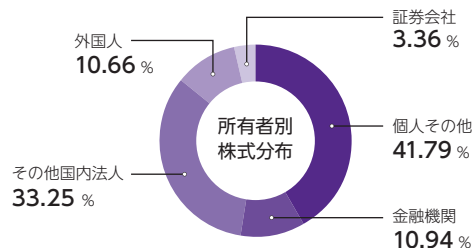
親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の出資状況 (議決権比率)	主 要 な 事 業 内 容
Ortho Development Corporation	23,278千米ドル	99.4%	医療機器の開発製造販売

2. 当社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 37,728,000株
 (2) 発行済株式の総数 26,475,880株
 (自己株式15,690株を含む)
 (3) 株主数 7,276名



(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
三井化学株式会社	7,942,764株	30.01%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,070,800	7.82
渡邊 崇史	1,168,800	4.41
渡辺 康夫	1,012,064	3.82
島崎 一宏	893,302	3.37
MSIP CLIENT SECURITIES	806,100	3.04
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	741,854	2.80
上田八木短資株式会社	658,700	2.48
日下部 博	390,529	1.47
株式会社SBI証券	252,222	0.95

(注) 持株比率は、自己株式（15,690株）を控除して計算しております。なお、自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式106,654株を含めておりません。

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	弘 中 俊 行	Ortho Development Corporation 取締役 Changzhou Waston Ortho Medical Appliance Co., Ltd. 取締役
取 締 役	日 高 康 明	
社 外 取 締 役	岡 村 友 之	三井化学株式会社 ライフ&ヘルスケアソリューション事業本部 医療事業推進室長 株式会社DNAチップ研究所 社外取締役
社 外 取 締 役	佐 分 紀 夫	レイズネクスト株式会社 社外取締役 監査等委員
社 外 取 締 役	横 山 秀 樹	アイ・エム・アイ株式会社 代表取締役会長
社 外 取 締 役	古 島 ひろみ	株式会社PRISM BioLab 社外取締役 一色法律事務所・外国法共同事務所 入所 パートナー
常 勤 監 査 役	瀬 下 克 彦	
社 外 監 査 役	橋 本 和 子	橋本和子公認会計事務所
社 外 監 査 役	實 藤 義 明	

- (注) 1. 当社は、社外取締役佐分紀夫氏、横山秀樹氏、古島ひろみ氏、社外監査役橋本和子氏、實藤義明氏の5名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 社外監査役橋本和子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

社外取締役石川浩司氏は、2025年6月23日をもって、任期満了により退任しております。
監査役沼田逸郎氏は、2025年6月23日をもって、一身上の都合により辞任しております。
監査役瀬下克彦氏は、2026年3月31日をもって、一身上の都合により辞任しております。

【ご参考】執行役員の状況

当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と業務執行機能を明確に区分し、経営の効率向上を図るために執行役員制度を導入しております。2026年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
社 長 執 行 役 員	弘 中 俊 行 ※	
上 席 執 行 役 員	近 藤 浩 一	スパイン事業本部長
上 席 執 行 役 員	日 高 康 明 ※	トラウマ事業本部長
執 行 役 員	澤 木 直 人	管理本部長兼SCM本部長
執 行 役 員	宮 田 伸 一	薬事・開発本部長
執 行 役 員	吉 田 祐 介	経営戦略本部長兼業務提携推進担当
執 行 役 員	山 本 猛	ジョイント事業本部長
執 行 役 員	山 本 知 之	営業戦略本部長

※ 取締役を兼務しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第29条の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合において、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

また、当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第39条の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合において、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社の全ての取締役及び監査役

② 保険契約の内容の概要

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

保険料は全額当社が負担しています。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の決定方針の決定方法及び当該方針の内容

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しており、その内容は以下のとおりです。なお、当該取締役会の決議に際しては、予め指名・報酬諮問委員会へ内容を諮問し、答申を受けています。

・基本方針

取締役の報酬等は、その役割と責務に相応しい水準となるよう、企業業績と中長期の企業価値の持続的な向上に対する動機付けに配慮した体系とし、短期及び中長期の業績と連動する報酬の割合を設定する。取締役会は、経営陣の報酬等につき、透明性・客観性を高めるため、指名・報酬諮問委員会にて内容を検討した上、取締役会の決議により決定する。

社外取締役の報酬等は、各社外取締役が当社の業務に関与する職責が反映されたものとし、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素を含まないものとする。

・指名・報酬諮問委員会

当社は、社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬諮問委員会を設置しています。当該委員会は、社外取締役3名と代表取締役の計4名で構成され、社外取締役が委員長を務めています。

② 取締役の報酬等

- 取締役の報酬総額は、1997年8月20日開催の第25回定時株主総会で年額600,000,000円（当該株主総会で承認を受けた内容は、月額50,000,000円以内）と決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。また、業績連動型株式報酬は、2016年6月23日開催の第44回定時株主総会で承認を受けた株式交付信託を採用しており、拠出の上限額は、信託期間中に120,000,000円と決議しています。なお、信託を延長する場合には、追加拠出の上限額は、延長した信託期間1年毎に40,000,000円としています。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名です。

- 当社の取締役報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び業績連動型株式報酬により構成されており、その割合は原則として、目標達成時に概ね以下のとおりとしています。

取締役の報酬	基本報酬	短期業績連動報酬（賞与）	中長期業績連動型株式報酬
割合	60%	30%	10%

- ・当社の業績連動報酬に係る指標は、全社業績指標と個人業績指標により構成されており、全社業績評価指標は、当社の経営管理数値目標、指標の相互の関連性から判断し、連結売上高、連結当期純利益、自己資本利益率（ROE）、ESG（連結GHG排出量削減）ほかとしています。また、個人業績評価指標は担当部門の目標としています。
- ・当社の役員報酬の内、業績連動報酬と業績連動型株式報酬の額は、業績評価項目の目標値に対する達成状況に応じ定める業績係数により決定しています。業績評価項目、ウェイトは、任意の指名・報酬諮問委員会からの答申を取締役会にて決議したものを使用することとしています。また、目標値は、取締役会で決議した業績予想値を使用しています。

評価項目	評価指標	評価ウェイト		2026年3月期 数値目標 (百万円)	2026年3月期 実績 (百万円)
		代表取締役	取締役		
会社業績	連結売上高	20%	—	26,400	23,917
	連結当期純利益	60%	40%	1,450	263
	自己資本利益率（ROE）	10%	5%	5.7%	1.1%
	ESG（連結GHG排出量削減）ほか	10%	5%	1,500(t)	1,444(t)
個人業績	担当部門目標値	0%	50%	—	—

- ・取締役の個人別報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、業績指標に基づく評価を代表取締役が行い、指名・報酬諮問委員会が原案について、その評価プロセスや評価の考え方及び報酬額水準の妥当性を確認し、多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 監査役の報酬等

- ・監査役の報酬総額は、1997年8月20日開催の第25回定時株主総会で年額120,000,000円（当該株主総会で承認を受けた内容は、月額10,000,000円以内）と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。各監査役が受ける報酬等の額は、監査業務の分担の状況を考慮し、監査役の協議をもって決定しています。

(6) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	業績連動型 株式報酬	
取締役（社外取締役を除く）	71	45	21	4	3
監査役（社外監査役を除く）	14	—	—	—	2
社外取締役	22	—	—	—	4
社外監査役	9	—	—	—	2

(注) 業績連動報酬及び業績連動型株式報酬制度の対象となっている取締役(社外取締役を除く)は2名です。業績連動型株式報酬は、2016年6月23日開催の第44回定時株主総会におきまして決議いただきました株式交付信託を採用しています。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役岡村友之氏は、三井化学株式会社ライフ&ヘルスケアソリューション事業本部医療事業推進室長を兼務しております。なお、同社は当社の筆頭株主であり、その他の関係会社であります。また、同社との間で資本及び業務提携契約を締結しております。
- ・社外取締役横山秀樹氏は、アイ・エム・アイ株式会社代表取締役会長を兼務しております。なお、当社

は、アイ・エム・アイ株式会社との間に特別の関係はありません。

- ・社外取締役古島ひろみ氏は、一色法律事務所・外国法共同事務所パートナーを兼務しております。なお、当社は、一色法律事務所・外国法共同事務所との間に特別の関係はありません。
- ・社外監査役橋本和子氏は、橋本和子公認会計事務所を兼務しております。なお、当社は、橋本和子公認会計事務所との間に特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役岡村友之氏は、株式会社DNAチップ研究所社外取締役を兼務しております。なお、当社は、株式会社DNAチップ研究所との間に特別の関係はありません。
- ・社外取締役佐分紀夫氏は、レイズネクスト株式会社社外取締役監査等委員を兼務しております。なお、当社は、レイズネクスト株式会社との間に特別の関係はありません。
- ・社外取締役古島ひろみ氏は、株式会社PRISM BioLab社外取締役を兼務しております。なお、当社は、株式会社PRISM BioLabとの間に特別の関係はありません。

③ 当事業年度における社外役員の主な活動状況

	出席状況（出席率）	主な活動状況
岡村友之	取締役会：19回/20回 (95%)	取締役会等に出席し、新技術・新製品開発に精通した知識と経験から、議案・審議等につき研究開発観点で発言を適宜行っております。また、上記のほか、企業統治等に関する知識や経験を活かし、客観的立場から経営陣の監督に務めております。
佐分紀夫	取締役会：20回/20回 (100%)	取締役会や執行役員会等に出席し、主に公認会計士として培われた専門的な知識、さらに他の会社の経営経験から、議案・審議等につき発言を適宜行っております。また、上記のほか、当社役員の指名や報酬決定を諮問する指名・報酬諮問委員会の委員長を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を役員人事や報酬の決定に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
横山秀樹	取締役会：15回/15回 (100%)	取締役会や執行役員会等に出席し、特に医療分野ビジネスにおける豊富な経営経験から、議案・審議等につき発言を適宜行っております。また、上記のほか、当社役員の指名や報酬決定を諮問する指名・報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を役員人事や報酬の決定に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
古島ひろみ	取締役会：15回/15回 (100%)	取締役会や執行役員会等に出席し、弁護士としての幅広い知識や経験を有しており、特に医療業界における法務に関わる豊富な経験から、議案・審議等につき発言を適宜行っております。また、サステナビリティに関しての経験を有し、その経験を通じて適切な助言を行っております。上記のほか、当社役員の指名や報酬決定を諮問する指名・報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を役員人事や報酬の決定に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
橋本和子	取締役会：20回/20回 (100%) 監査役会：13回/13回 (100%)	監査役会及び取締役会に出席し、日系企業や外資系企業での内部統制の経験を活かし、公認会計士としての豊富な知識と経験から発言を行っており、監査体制の維持強化に努めております。
實藤義明	取締役会：20回/20回 (100%) 監査役会：13回/13回 (100%)	監査役会及び取締役会に出席し、管理部門や海外経験で培ったガバナンスに対する豊富な知識と経験から当社のコンプライアンスやリスクについての発言を行っており、監査体制の維持強化に努めております。

(注) 社外取締役である横山秀樹氏、古島ひろみ氏の取締役会への出席回数は、2025年6月23日付け就任以降に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

ご参考 日本エム・ディ・エムのコーポレート・ガバナンスについて

コーポレート・ガバナンスに対する取組み

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社の意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、経営資源を有効に活用し迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。

- (i) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (ii) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (iii) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (iv) 独立社外取締役が中心的な役割を担う仕組みを構築し、取締役会による独立した客観的な立場から業務執行の実効性の高い監督を行う。
- (v) 株主との間で合理的な範囲で建設的な対話を行う。

(2) 企業統治の体制の概要及びその採用理由、企業統治に関するその他の事項

a. 企業統治の概要とその体制を採用する理由

現行法制下、当社の規模・成長のステージ等に鑑み監査役会設置会社が最も有効であると考え、上記の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」を実現するため、現状のコーポレート・ガバナンス体制としています。

1. 監督

(1) 取締役会

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の向上を実現するため、経営戦略や経営計画など経営に関する重要事項を審議・決定します。また、執行役員による業務執行状況、関係会社の重要な業務執行状況、当社及び関係会社のコンプライアンスやリスク管理、サステナビリティ推進等の報告を行うことで、当社グループの経営全般について監督します。また、取締役会は、取締役会全体としての知識、経験、見識、能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、事業環境を踏まえた全体的バランスに配慮の上、性別・人種・国籍等を問わず各取締役の知識・経験・能力等について最善と判断されるメンバーにより構成します。また、独立社外取締役を複数名選任し、社外の企業経営者、法曹関係者等豊富な経験及び見識を有する者による意見を当社の経営方針に適切に反映しています。取締役会は、2026年3月31日現在取締役6名で構成しており、当社の取締役の3分の1以上が独立役員となっています。

(2) 指名・報酬諮問委員会

当社は、取締役会の諮問委員会として、指名・報酬諮問委員会を設置しています。指名・報酬諮問委員会の委員の過半数は独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役としています。

・指名・報酬諮問委員会の役割

- ① 取締役候補者・執行役員の選任及び取締役・執行役員の解任、監査役候補者の選任及び監査役の解任について、取締役会に答申します。
- ② 取締役及び執行役員の報酬等に関する方針及び個人別の報酬等の内容について検討し、取締役会に答申します。
- ③ 適切に会社の業績等の評価を行い、その評価をそれぞれの取締役及び執行役員の報酬に反映すべく、取締役会に答申します。

(3) サステナビリティ委員会

サステナビリティ委員会は、サステナビリティの推進に関する当社グループの横断的な方針・戦略・計画を審議することとしています。また、当社は、SDGs等で示されているサステナビリティを巡る課題への対応が当社の事業継続リスクの減少のみならず収益機会につながるマテリアリティ（重要課題）であるとの認識のもと、これらの課題へ積極的・能動的に対処することにより持続可能な社会の発展に向けた社会的責任（CSR）を果たしていくことを目指しています。

(4) リスク管理委員会

当社は、当社グループの事業を取り巻く様々なリスクに対し、リスク管理意識の浸透、リスクの早期発見を目的とし、リスク管理の方針・計画を立案すべくリスク管理委員会を設置しています。

(5) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を目的とし、法令・ルール遵守に関する方針・計画を立案すべくコンプライアンス委員会を設置しています。

(6) 人的資本委員会

当社は、「サステナビリティを巡る取組みについての基本方針」のもと、人的資本経営に関する活動の推進を目的とし、人的資本委員会を設置しています。

2. 業務執行

(1) 執行役員会

執行役員会は、取締役会に付議すべき事項のうち事前審議を要する事項、及び業務執行の重要な事項について必要な審議・決議をするための機関として設置しています。

3. 監査

(1) 監査役会

監査役会は、株主から委託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行、会社の内部統制、業績、財務状況等について監査しています。具体的には、常勤監査役は、取締役会のみならず、執行役員会・経営会議等社内の重要な諸会議に出席しています。また、監査役は定期的に社長・執行役員等と意見交換を行っており、月次で稟議書及び執行役員会・経営会議の議事録回付を受け内容を確認しています。また、監査役会は、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等の役割・責務を果たすことにより、会計監査にかかわる透明性・公正性を確保しています。監査役会は、2026年3月31日現在監査役3名で構成しています。

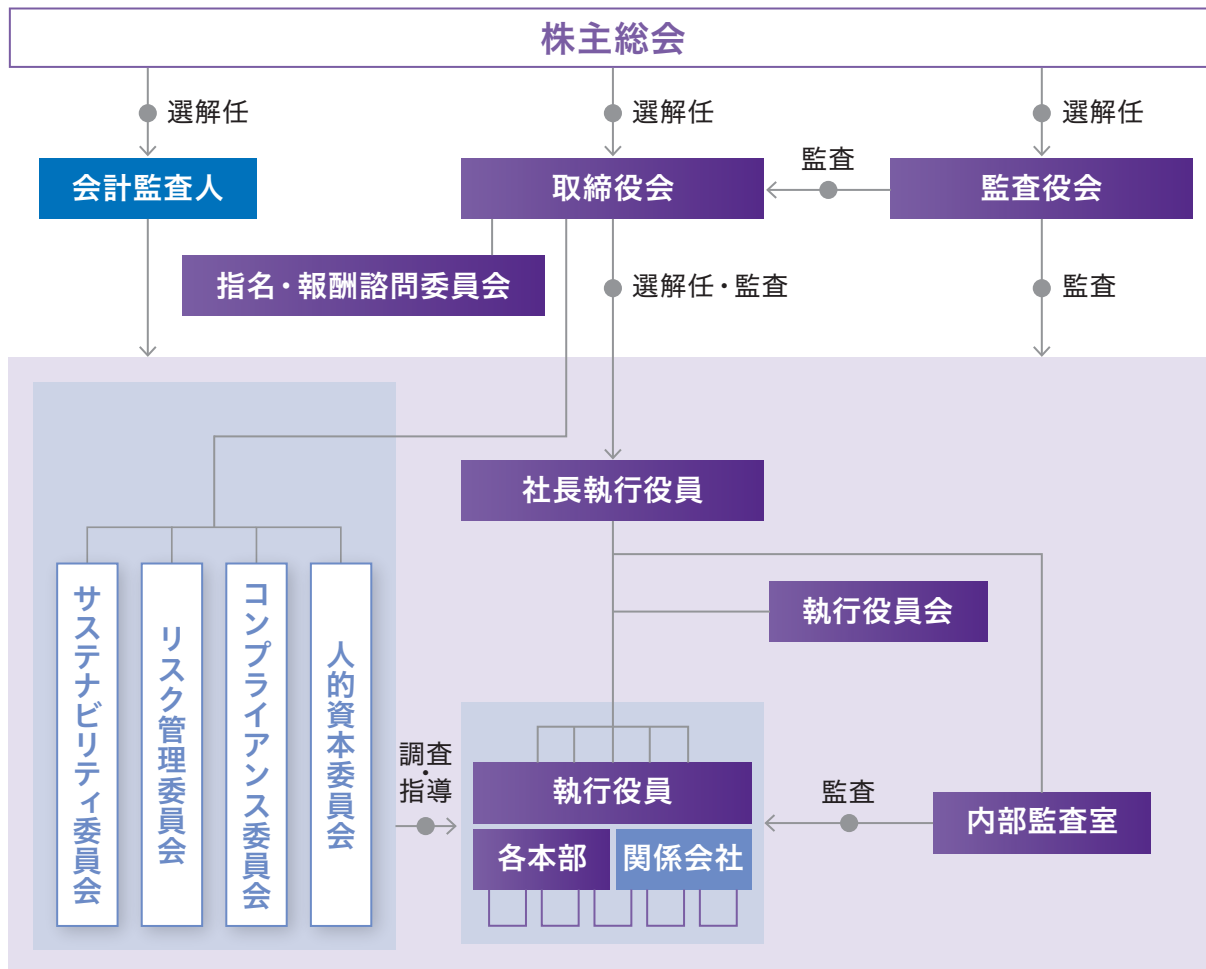
(2) 内部監査室

内部監査室は、関係会社を含む当社グループの会計及び業務の監査を実施するとともに、結果について取締役会に報告しています。また、監査役、会計監査人及び内部監査室の間で連携を図り監査を実施しています。

(3) 会計監査人

当社の会計監査人は、太陽有限責任監査法人であります。

■ 当社のコーポレート・ガバナンス体制図



4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	27百万円
② 当社及び当社の子会社が支払うべき報酬等の額	27百万円

(注) 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不信任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1号各号のいずれかに該当すると認められた場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 子会社の会計監査人の状況

米国子会社Ortho Development Corporationは、Grant Thornton LLPの監査を受けております。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決定または決議の内容の概要

(1) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社グループの役職員行動規範、コンプライアンス委員会規程に従い法令等違反行為を未然に防止する。
- ・業務執行に関し、必要に応じ弁護士その他専門家に適法性の確認をとることができる体制を整える。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社の取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等に従い、文書または電磁的に記録し、適切に保存及び管理を行う。
- ・当社の取締役及び監査役は、文書管理規程等に従いこれら文書を常時閲覧できるものとする。
- ・当社の文書管理規程等を変更する場合は、監査役会の承認を得るものとする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社のリスク管理規程に従い、個々のリスクについて管理責任者を決定し、リスクに対し適切な予防と対策を行う。
- ・当社の重大な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、当社社長を本部長とする対策本部を設置し、損失を最小限に止める体制を整える。

- (4) **当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ・ 執行役員制度を採用し、執行役員は取締役会の決議によって任命され、取締役会の決定の下、取締役会の委任に基づき定められた範囲で職務の執行を行う。
 - ・ 当社の取締役会は3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を定め、グループ会社全体として達成すべき目標を明確にする。
 - ・ 当社の取締役会は、執行役員会や経営会議等を積極的に活用し、取締役の職務の執行の効率性を確保する。
 - ・ 当社の組織規程、業務分掌規程に従い、担当部門、職務権限等を明確化する。
- (5) **当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
- ・ 役員行動規範、コンプライアンス委員会規程に従い、コンプライアンス責任者は法令等違反行為の未然防止活動を行い、内部監査を担当する当社の内部監査室は、その有効性の評価を行う。
 - ・ 当社の内部通報制度により、社内または社外の窓口にご相談できる体制とする。
- (6) **子会社の取締役の職務の執行に係わる事項の当社への報告に対する体制**
- ・ 当社及び子会社の取締役が出席する子会社役員会を月1回開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し適宜報告を義務付ける。
- (7) **子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
- ・ 当社は、当社グループのリスク管理について定めるリスク管理規程に従い、個々のリスクについて管理責任者を決定し、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- (8) **子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ・ 当社は3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点目標を定める。
- (9) **子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
- ・ 当社は、当社グループの取締役及び使用人に対し、年1回、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- (10) **当社及び子会社からなる当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**
- ・ 子会社との間で一定のルールを定め、子会社の重要事項の決定については親会社の承認を得るものとする。
 - ・ 子会社との取引についても、第三者との取引と同等の基準で審査し、適正を確保する。
- (11) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- ・ 取締役は、監査役がその職務を補助するための使用人を求めた場合は、これに応じ使用人を任命する。
- (12) **監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ・ 監査役を補助すべき使用人は、監査役の指揮・命令に従わなければならない。当該使用人の任命及び解職については監査役会の同意を必要とする。
- (13) **監査役を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ・ 監査役を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければならない。
- (14) **当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制**
- ・ 当社グループの役員は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。
 - ・ 内部通報制度を担当するコンプライアンス委員会は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
- (15) **監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・ 監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(16) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

- ・ 監査役がその職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から費用の前払い等の請求または償還等の請求があった場合には、当該請求が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(17) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役会に対して、取締役及び使用人からヒアリングを実施する機会を与えることとともに、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。
- ・ 常勤監査役は、コンプライアンス委員会に委員として出席する。

(18) 当社の財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

- ・ 「経理規程」、「連結決算要綱」、その他社内規定を整備するとともに、管理本部長の指揮のもと、会計基準その他の関連する諸法令を遵守し、財務報告に適正性を確保する体制の充実を図る。
- ・ 財務報告の信頼性の確保のため、財務報告の適正性確保のシステムが適正に機能していることを内部監査室が定期的に評価し代表取締役社長に報告をする。また、監査役および内部監査室が、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう監査することで、内部統制が有効に機能する体制としている。

(19) 当社の反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 反社会的勢力とは、一切の関係を遮断し、不当要求には毅然とした態度で対応することを「役職員行動規範」に定めている。また、反社会的勢力の対応統括部署を人事総務部と定めており、警察と連携し、反社会的勢力からの不当要求等を排除する体制としている。

6. 事業の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) リスク管理に対する取組み

リスク管理規程に基づき、当社グループのリスクを抽出・評価の上、2016年4月にリスク管理委員会を開催し、リスク毎の対応策を検討しました。以後、半期毎にモニタリングを実施することでリスク管理を強化しました。

(2) 職務執行の効率性の確保のための取組み

当社グループは、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社グループの取締役及び幹部社員をメンバーとする担当分野別重点施策進捗管理のための会議を月一回開催し、各取締役の担当部門の重点施策について月次進捗レビューを行いました。

(3) コンプライアンスに対する取組み

当社グループの役職員に向けてコンプライアンスの重要性に関するメッセージを発信することでコンプライアンスの意識向上に取り組みました。また、コンプライアンス（法令遵守）に関する事例を記載したコンプライアンス・ガイドブックを配布し、コンプライアンス説明会を実施しました。

(4) 監査役監査の実効性の確保のための取組み

当社の監査役は、当社グループの重要な会議に出席したほか、取締役や役職者へのヒアリングを行うなど、業務の執行状況を直接的に確認しました。また、代表取締役社長、会計監査人または内部監査室との会合を定期的に実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図りました。

ご参考 製品カテゴリー

Joint 人工関節

人工関節とは、何らかの疾患によって関節の機能が損傷を受け、その機能を回復するために人工の材料を使って置き換える製品をいいます。

人工股関節

Hip Joint

変形性股関節症・関節リウマチ・大腿骨頭壊死・大腿骨頸部骨折等の疾患に応じて、大腿骨頭及び骨盤側を金属、セラミック及びポリエチレンに置き換え、痛みを取り除くことにより機能を回復させます。



人工膝関節

Knee Joint

変形性膝関節症・関節リウマチ等の疾患に応じて、膝関節における大腿骨側と脛骨側及び膝蓋骨を金属及びポリエチレンに置き換え、痛みを取り除くことにより機能を回復させます。



Trauma 骨接合材料

骨接合材料とは、骨折した骨の固定を行うための体内に埋め込む(インプラント)製品をいい、スクリュー、プレート、髄内釘等があります。

スクリュー&プレート

Screw & Plate

骨折部に橋渡しをするようにプレートをあて、プレートに複数あるそれぞれの穴にスクリューを挿入して骨折部を固定することで、骨の癒合を促進する方法です。



髄内釘

Nail

骨折した四肢(腕・足)の長い骨(長管骨)の髄腔に挿入して骨を固定する材料(インプラント)です。通常の手術では髄内釘と横止めスクリューの挿入部に比較的小さな傷で固定が可能で、骨折部を展開しないため骨の癒合にも有利な方法であり長管骨骨折の治療方法として広く普及しています。



Spine 脊椎固定器具

脊椎固定器具とは、脊髄や神経を圧迫している因子である椎間板や靭帯を取り除く手術を行うことにより、不安定となった脊椎を矯正・固定するために使用する器具をいいます。

脊椎固定器具

Spine

脊椎の骨折やヘルニア、すべり症等の神経症状を呈する症例で手術を行う際に、脊椎の椎体に挿入したスクリューをロッドで連結することで脊椎を固定する PS (PPS) システム。変性した椎間板の代わりにスペースを保ち、椎体固定を補助するケージシステム。主に頸椎の椎弓形成で使用されるスペーサープレートのシステム等、部位や症例に応じたシステムを準備しています。



Instruments 医療工具

医療工具(器具)は、使用するインプラントを正確に設置するために設計・製造されています。また、特定の手技にも対応可能な専用器具も準備しています。

医療工具

Instruments

人工股関節、人工膝関節、骨接合材料、脊椎固定器具それぞれのインプラント専用の器械セットが準備されています。手術の際に、実際のサイズを確認し適切に設置が行えるように各種ガイドやインプラントと同じサイズのトライアルが設定されています。



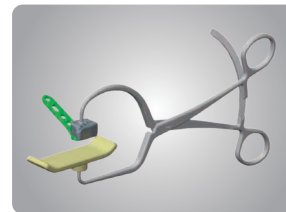
人工股関節の医療工具一例



人工膝関節の医療工具一例



人工膝関節の医療工具一例



プレート把持鉗子の医療工具一例

整形外科分野におけるデジタル化の推進

手術支援システムなど高付加価値なデジタルサービスを提供しています。

当社のサステナビリティを巡る取組み

当社は、「最先端の優れた医療機器の開発と販売を通じて、医療に貢献する」という経営理念のもと、マテリアリティ（重要課題）を特定し、ESG活動を通して企業の社会的責任（CSR）を果たすと共に、SDGs（持続可能な開発目標）に貢献します。なお、当社は国連グローバル・コンパクトへ加盟しております。



・サステナビリティ・ガバナンス体制

当社のサステナビリティ委員会は、取締役会で策定された基本方針に基づき、当社グループのサステナビリティに関する重要事項を協議し、ESG活動を推進するとともに、定期的にESG活動の実績評価を行い、委員会での協議・評価などの結果について、取締役会に報告します。



・マテリアリティ（重要課題）

種類	属性	マテリアリティ	アクション
事業活動	S	患者QOLの向上	患者のQOL向上に資する製品・サービスの開発・商品調達力の強化 ①開発・調達力の強化 ②セミナー・教育研修プログラム
事業基盤	E	環境負荷の低減	気候変動イニシアティブへの対応（GHG排出量の低減と開示） ①GHG排出量の算定と開示 ②環境負荷低減活動 ③気候変動イニシアティブへの対応
	S	人権尊重への取組み	国際的な規範に基づく人権への対応 ①人権に関する教育・研修 ②人権デューデリジェンスの実施
		多様な人材の活躍推進	ダイバーシティ&インクルージョン ①各種制度の開示・人材データ ②属性問わず全従業員が活躍できる職場環境づくり
	G	医療ニーズへの高品質対応	安心で安全な医療機器の安定供給 ①品質マネジメントの取組み ②気候変動物流遅延リスク対策
コーポレート・ガバナンスの推進		コーポレート・ガバナンス・コードへの対応 ①コーポレート・ガバナンス・コード遵守 ②内部統制、内部監査	
		リスクマネジメント対応 ①リスクリストの管理とアセスメントの実施 コンプライアンス経営の推進 ①コンプライアンス違反防止への取組み	

環境負荷の低減

・TCFD提言への対応

当社ウェブサイト (<https://www.jmdm.co.jp/sustainability-action/environment/>)

当社グループは、気候変動への対応もマテリアリティの一つとして捉え、2022年3月にTCFDの提言に賛同を表明するとともに、同提言に賛同する企業や金融機関等からなるTCFDコンソーシアムへ参画いたしました。気候変動に真摯に向き合い、事業に影響するリスク・機会への理解を深化させ、その取り組みの積極的な開示に努めてまいります。なお、TCFD提言では、気候変動に関する「1.ガバナンス2.戦略3.リスク管理4.指標と目標」の各項目に関する情報開示が推奨されています。当社は、シナリオ分析、気候変動に伴うリスクと機会を評価し、TCFD提言に従い4つの開示推奨項目に沿った情報を開示しています。

(連結) スコープ1、2 GHG排出量実績：t-CO₂

	スコープ1	スコープ2	合計
2020年3月期 (基準年)	1,200	769	1,969
2021年3月期	1,150	792	1,942
2022年3月期	1,256	896	2,152
2023年3月期	1,285	849	2,134
2024年3月期	1,238	505	1,743
2025年3月期	990	565	1,555
2026年3月期	967	477	1,444

(連結) スコープ1、2、3 GHG排出量実績：t-CO₂

	スコープ1	スコープ2	スコープ3	合計
2020年3月期 (基準年)	1,200	769	28,167	30,136
2021年3月期	1,150	792	22,030	23,972
2022年3月期	1,256	896	26,002	28,154
2023年3月期	1,285	849	28,064	30,198
2024年3月期	1,238	505	22,240	23,983
2025年3月期	990	565	20,495	22,050
2026年3月期	967	477	19,153	20,597

・CDP2025 気候変動に関する調査において「B」、水セキュリティに関する調査において「B-」評価に認定

当社は、国際的な環境評価の情報開示システムを運用する CDP から、気候変動によるリスクや影響を管理している企業として、昨年度に引き続き「B」スコア（マネジメント）に認定されました。また水セキュリティに関しては、「自社の環境リスクや影響について把握し、行動している」と評価されたことを示す「B-」スコア（マネジメント）に認定されました。

人権尊重への取組み

・人権デューデリジェンス

当社ウェブサイト (<https://www.jmdm.co.jp/sustainability-action/social/>)

コンプライアンス部門は、アンケートの結果、人権問題の有無をサステナビリティ委員会に報告し、インタビュー等により人権問題が確認された場合、是正・救済を行います。なお、サステナビリティ委員会は、アンケート調査の結果、人権問題の有無に関して取締役会に報告することとしています。

・人権デューデリジェンス実施結果

・従業員向け人権デューデリジェンス調査内容

「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」で定められた4つの中核的労働基準を基軸として、①人権尊重に対する意識 ②過剰・不当な労働時間 ③職場における待遇・適切な賃金 ④労働安全衛生⑤ハラスメント ⑥プライバシーの侵害 ⑦差別 ⑧救済のアクセスに関して主たる調査とし、また自由記述欄を付与し、より具体的かつ詳細に従業員からの声を拾い上げるよう調査しました。

・サプライヤー向け人権デューデリジェンス調査内容

「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」で定められた4つの中核的労働基準を基軸として、以下の項目を確認しました。①人権方針と体制 ②労働慣行及び雇用における差別の禁止 ③結社の自由と団体交渉の権利の認識と尊重 ④労働安全衛生 ⑤外国人労働者管理

(1) 日本エム・ディ・エム従業員向け人権デューデリジェンス結果報告 (2025年)

・調査期間：2025年9月1日～2025年9月30日

・調査対象：国内全従業員 (回答率：100%)

・調査結果

自由記述コメントに基づく個別ヒアリングの結果、人権問題と認められる重篤な事案は確認されませんでした。一方で、ハラスメント等の潜在的リスクにつながり得るコメントがあったため、引き続き丁寧に個別対応を行います。加えて、終業打刻後の顧客対応に伴う労働時間管理の不備が確認されたことから、時間外労働の申請手続等を再周知し、適正な労働時間管理を徹底します。

(2) 日本エム・ディ・エムサプライヤー向け人権デューデリジェンス結果報告 (2025年)

・調査期間：2025年8月1日～2025年8月29日

・調査対象：国内サプライヤー (年間調達額約75%を占める主要サプライヤー2社)

・調査結果

主要サプライヤー2社は、人権・労働問題への意識が高く、人権方針の策定、研修、内部通報制度の整備等に積極的に取り組み、問題発生時の対応体制を整備していました。児童労働・強制労働及び差別の禁止、結社の自由と団体交渉の尊重、労使対話の機会確保に加え、安全衛生面でも健康診断やストレスチェック等を適切に実施していました。さらに、主要サプライヤー1社では外国人技能実習生の受入れ実績があるものの、問題は確認されず、適正な雇用管理・受入れ体制が構築されていました。

(3) 米国子会社ODEV社従業員向け人権デューデリジェンス結果報告 (2025年)

・調査期間：2025年9月1日～2025年10月31日

・調査対象：国内全従業員 (回答率：81%)

・調査結果

自由記述コメントに基づく個別ヒアリングの結果、人権問題に該当する事案が1件確認され、迅速かつ厳正な対応を完了しました。業務負荷やハラスメント等の個別事案はHR部門が事実確認と対応を継続し

ており、全社的なリスクとしてリスク管理マトリックスに明記のうえ継続的に監視・対処します。併せて、研修の実効性向上、管理職教育、内部通報制度の周知徹底を最優先で実施します。

(4) 米国子会社ODEV社サプライヤー向け人権デューデリジェンス結果報告（2025年）

- ・調査機関：2025年8月1日～2025年10月10日
- ・調査対象：サプライヤー（米国・欧州・アジア）
- ・調査結果

主要サプライヤー8社はいずれも人権・労働問題への理解が高く、遵守と改善に積極的に取り組んでいることを確認しました。全社で人権方針・体制および国際的な中核的労働基準の遵守が確認され、強制労働・児童労働や差別の兆候も認められませんでした。内部通報制度は7社が導入済みで、残る1社も年内導入に向け対応中です。安全衛生面では5社で十分な取組みを確認し、残る3社は取組みがあるもののストレスチェック制度の未実施が課題として確認されました。

多様な人材の活躍推進（CMS（キャリア・マネジメント・システム））

・人材開発の取組み、ダイバーシティ&インクルージョン

当社は、社員一人一人が自分のキャリアを考え、会社や上司との相互作用でキャリア形成につなげるCMS（キャリア・マネジメント・システム）を導入しています。

人材開発に関しては、人的資本委員会にて、人材の多様性の確保を含む人材育成方針に基づき、エンゲージメントの向上、後継者育成（タレントマネジメント）などに取り組んでいます。

なお、この取組みを推進するために、自分のキャリアを考えるためのMyキャリア、会社や上司への要望などを伝えるMyボイスなどのITシステム、キャリア支援のためのキャリアコンサルティング制度、全社員を対象としたセルフキャリアドック制度、健康経営など、社内環境整備にも取り組んでいます。

連結貸借対照表

(単位 千円)

項目	前期(ご参考) (2025年3月31日)	当期 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産	[23,866,617]	[24,890,789]
現金及び預金	3,182,342	3,107,052
受取手形、売掛金及び契約資産	6,130,286	5,237,506
商品及び製品	9,934,088	13,095,937
仕掛品	452,627	451,609
原材料及び貯蔵品	3,500,239	2,628,635
その他	672,872	371,384
貸倒引当金	△ 5,840	△ 1,338
固定資産	[9,800,580]	[10,788,210]
有形固定資産	(7,947,625)	(8,781,414)
建物及び構築物	810,323	954,577
機械装置及び運搬具	330,793	339,419
工具、器具及び備品	4,646,492	5,285,883
土地	1,959,993	1,962,603
その他	200,022	238,930
無形固定資産	(430,209)	(429,939)
投資その他の資産	(1,422,745)	(1,576,856)
関係会社出資金	128,736	80,793
繰延税金資産	1,222,231	1,436,629
その他	71,777	64,190
貸倒引当金	△ 1	△ 4,757
資産合計	33,667,198	35,678,999

項目	前期(ご参考) (2025年3月31日)	当期 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債	[7,258,313]	[7,712,045]
支払手形及び買掛金	1,330,964	1,396,527
短期借入金	3,142,336	4,886,158
リース債務	32,560	46,910
未払法人税等	159,873	192,164
未払費用	625,195	653,536
未払金	1,417,972	164,304
賞与引当金	270,256	248,467
役員賞与引当金	24,224	21,196
その他	254,932	102,780
固定負債	[1,667,390]	[2,539,441]
長期借入金	109,964	765,818
リース債務	1,669	171,798
退職給付に係る負債	1,410,754	1,464,135
役員株式給付引当金	92,939	85,354
資産除去債務	31,563	31,834
長期預り金	20,500	20,500
負債合計	8,925,704	10,251,486
純資産の部		
株主資本	[21,179,319]	[21,082,049]
資本金	(3,001,929)	(3,001,929)
資本剰余金	(2,591,309)	(2,606,817)
利益剰余金	(15,751,719)	(15,617,954)
自己株式	(△ 165,639)	(△ 144,651)
その他の包括利益累計額	[3,499,941]	[4,317,907]
繰延ヘッジ損益	(80,013)	(56,296)
為替換算調整勘定	(3,496,551)	(4,325,137)
退職給付に係る調整累計額	(△ 76,623)	(△ 63,526)
非支配株主持分	[62,233]	[27,556]
純資産合計	24,741,493	25,427,513
負債及び純資産合計	33,667,198	35,678,999

連結損益計算書

(単位 千円)

項 目	前 期 (ご参考) (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)		当 期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)	
売 上 高	25,114,033		23,917,009	
売 上 原 価	9,467,401		9,775,100	
売 上 総 利 益	15,646,632		14,141,909	
販売費及び一般管理費	14,090,698		13,567,724	
営 業 利 益	1,555,934		574,185	
営 業 外 収 益				
受 取 利 息	190		262	
為 替 差 益	63,776		230,506	
そ の 他	13,326		12,924	
243,693	77,292		243,693	
営 業 外 費 用				
支 払 利 息	75,348		200,789	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	56,321		58,961	
そ の 他	12,928		23,857	
283,608	144,598		283,608	
経 常 利 益	1,488,628		534,269	
特 別 損 失				
固 定 資 産 除 却 損	52,620		32,779	
減 損 損 失	121		-	
和 解 関 連 費 用	1,555,500		-	
製 品 販 売 中 止 に よ る 損 失	222,786		7,885	
1,831,028	1,831,028		40,664	
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失(△)	△ 342,399		493,605	
法人税、住民税及び事業税	268,726		392,973	
法人税等調整額	△ 142,070		△174,275	
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 469,056		274,907	
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△ 7,257		11,769	
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△ 461,798		263,138	

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年4月1日残高	3,001,929	2,591,309	15,751,719	△ 165,639	21,179,319
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△396,903		△396,903
親会社株主に帰属する当期純利益			263,138		263,138
自己株式の取得				△6	△6
自己株式の処分				20,994	20,994
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		15,507			15,507
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	15,507	△133,764	20,988	△97,269
2026年3月31日残高	3,001,929	2,606,817	15,617,954	△144,651	21,082,049

(単位 千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2025年4月1日残高	80,013	3,496,551	△ 76,623	3,499,941	62,233	24,741,493
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△396,903
親会社株主に帰属する当期純利益						263,138
自己株式の取得						△6
自己株式の処分						20,994
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						15,507
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△23,716	828,586	13,097	817,966	△ 34,677	783,289
連結会計年度中の変動額合計	△23,716	828,586	13,097	817,966	△ 34,677	686,019
2026年3月31日残高	56,296	4,325,137	△63,526	4,317,907	27,556	25,427,513

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数：2社
Ortho Development Corporation
他1社
3. 持分法の適用に関する事項
持分法適用関連会社の数：1社
Changzhou Waston Ortho Medical Appliance Co., Limited
(常州華森奧斯欧医療機器有限公司(注))
(注) 常州華森奧斯欧医療機器有限公司の社名は中国語簡体字を含んでいるため、日本語常用漢字で代用しております。
4. 連結子会社の事業年度等に関する事項
全ての連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。
5. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの:
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）
 - ② デリバティブ取引：時価法
 - ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有する棚卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - ・ 商品及び製品：総平均法
 - ・ 原材料及び貯蔵品：総平均法
 - ・ 仕掛品：総平均法但し、在外子会社の製品、原材料、仕掛品については先入先出法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① リース資産以外

の有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物：7～65年

機械装置及び運搬具：4～15年

工具、器具及び備品：2～15年

② リース資産以外

の無形固定資産：定額法

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については、貸倒実績率等を勘案した必要額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 役員株式給付引当金

株式給付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における要給付見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、整形外科分野を中心とした医療機器類の卸売又は製造等による販売を主な事業としており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。また、上記事業に係る収益については、一定期間の取引数量等に応じリベートを支給して販売する場合があることから、変動対価が含まれます。取引価格の算定については、契約において顧客と約束した対価から当該リベートの見積額を控除した金額で算定しております。

- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- (6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算しております。換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ・ヘッジ手段：為替予約取引、通貨スワップ取引及び通貨オプション取引
金利スワップ取引
 - ・ヘッジ対象：商品仕入に係る外貨建金銭債務及び予定取引
借入金の利息
 - ③ ヘッジ方針
外貨建金銭債務について、為替予約等により円貨額を確定させ、為替変動リスクを回避することを目的としております。また、借入金の金利変動リスクを回避することを目的とし、金利スワップを行っております。
 - ④ ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ開始時から当連結会計年度末までの期間において、ヘッジ手段の実行額の累計とヘッジ対象の決済額の累計とを比較して有効性の判定を行っております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- (8) のれんの償却方法及び償却期間
のれんは5年間で均等償却しております。
- (9) 会計方針の変更
該当事項はありません。

II 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループにおける事業の種類は「医療機器事業」の単一セグメントであります。報告セグメントは分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは「整形外科分野を中心とした医療機器類」を製造・販売しており、日本には親会社である株式会社日本エム・ディ・エム、米国には海外子会社Ortho Development Corporationが独立した経営単位として事業活動を展開しております。日本向けの売上高は13,109百万円、米国向けは10,807百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 5. 会計方針に関する事項 (4) 「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益を理解するための情報

① 契約資産の残高等

V 連結貸借対照表に関する注記に記載のとおりであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社において、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について、実務上の便法を適用し記載を省略しております。

III 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度末における繰延税金資産は1,436百万円であります。

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、販売価格の低下による売上減少の可能性等を考慮しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動などの影響を受け、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に影響を与える可能性があります。

2. 棚卸資産の評価

当連結会計年度末における棚卸資産は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、その内訳は商品及び製品13,095百万円、仕掛品451百万円、原材料及び貯蔵品2,628百万円であります。なお、簿価切下げによる棚卸資産の評価損129百万円が売上原価に含まれております。

棚卸資産の計上は、連結会計年度末において正味売却可能価額が帳簿価額を下回っている場合は収益性が低下していると判断し、期末帳簿価額を当該正味売却可能価額まで切下げしております。通常の販売目的で保有する棚卸資産の正味売却可能価額は、直近の販売実績、経過年数及び販売終了予定等を考慮しながら算定しております。期末における正味売却可能価額と帳簿価額との差額は売上原価等に計上することから、将来の市場環境の変化等により業績が悪化し、正味売却可能価額が著しく下落した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

IV 連結貸借対照表に関する注記

1. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社と金融機関との間で締結していた借入限度額20億円のコミットメントライン契約は、契約終了日に契約終了しております。なお、機動的な資金調達と安定性の確保を目的に、当該コミットメントライン契約の終了日に同額の当座貸越契約を追加締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。なお、連結子会社に係るそれぞれの金額は、期末日の為替相場により円換算しております。

当座貸越契約に係る借入限度額総額	7,898,250千円
借入実行残高	4,498,250千円
差引	3,400,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 18,016,007千円

3. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ次のとおりであります。

受取手形	2,396,360千円
売掛金	2,841,146千円
契約資産	－千円

4. 流動負債「未払費用」のうち、返金負債の残高は80,612千円であります。

V 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 23,917,009千円

VI 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 26,475,880株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	396,903	15.00	2025年 3月31日	2025年 6月24日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	449,823	17.00	2026年 3月31日	2026年 6月22日

3. 当連結会計年度末における新株予約権（行使期間未到来のものを除く。）の目的となる株式の数
該当事項はありません。

Ⅶ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期の預金で運用し、資金調達については銀行借入等によつてい
ます。デリバティブは、借入金の金利変動リスク及び外貨建て金銭債権債務に係る為替変動リスクを回避
するための利用に限定しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に従いリスク低減を図つてお
ります。金利の変動リスクに関しては、金利の相場を定期的に把握しております。長期借入金については
金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、固定金利以外のものについては個別契約ごと
にデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用しております。

なお、デリバティブ取引は、取引権限や取引範囲等を定めた社内規程に基づき管理等を行つておりま
す。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付
の高い金融機関とのみ取引を行つております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額
が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採
用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであり
ます。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 長期借入金（1年内返済分を含む）	1,153,726	1,153,632	93
(2) リース債務	218,709	218,681	27
負債計	1,372,435	1,372,313	121
デリバティブ取引	81,142	81,142	－

- (*) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」
については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることか
ら、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,107,052	—	—	—
受取手形	2,396,360	—	—	—
売掛金	2,841,146	—	—	—
合計	8,344,559	—	—	—

(注2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	80,793

(注3) 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	4,498,250	—	—	—	—	—
長期借入金(1年内返済分を含む)	387,908	277,944	227,944	227,944	31,986	—
リース債務	46,910	42,131	44,564	47,380	37,722	—
合計	4,933,068	320,075	272,508	275,324	69,708	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	－	81,142	－	81,142
金利関連	－	－	－	－
資産計	－	81,142	－	81,142
デリバティブ取引				
通貨関連	－	－	－	－
金利関連	－	－	－	－
負債計	－	－	－	－

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済分を含む)	－	1,153,632	－	1,153,632
リース債務	－	218,681	－	218,681
負債計	－	1,372,313	－	1,372,313

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金並びにリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅷ 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 963円82銭
- 1株当たり当期純利益 9円99銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式交付信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は129,242株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は122,344株であります。

Ⅸ 重要な後発事象

該当事項はありません。

貸借対照表

(単位 千円)

項目	前期(ご参考) (2025年3月31日)	当期 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産	[12,355,539]	[12,299,599]
現金及び預金	2,654,872	2,099,550
受取手形	397,684	113,890
電子記録債権	2,370,144	2,282,469
売掛金	2,116,881	1,869,457
商品及び製品	4,611,486	5,539,872
仕掛品	963	782
原材料及び貯蔵品	20,495	24,369
前払費用	43,348	32,026
短期貸付金	1,264	161,239
未収入金	24,856	12,010
その他	119,383	165,315
貸倒引当金	△5,842	△1,386
固定資産	[8,253,825]	[8,549,483]
有形固定資産	(4,641,025)	(4,273,270)
建物	337,930	322,430
構築物	2,775	2,606
機械及び装置	28,775	24,932
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	2,349,082	2,000,839
土地	1,922,460	1,922,460
無形固定資産	(72,988)	(71,270)
ソフトウェア	63,818	62,100
電話加入権	9,170	9,170
投資その他の資産	(3,539,810)	(4,204,942)
関係会社株式	2,643,682	2,643,682
長期貸付金	4,063	674,459
繰延税金資産	824,351	830,330
長期前払費用	6,515	－
差入保証金	34,285	33,924
その他	26,913	27,512
貸倒引当金	△1	△4,967
資産合計	20,609,364	20,849,083

項目	前期(ご参考) (2025年3月31日)	当期 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債	[2,232,481]	[2,025,425]
買掛金	472,666	424,059
短期借入金	749,856	759,964
リース債務	1,526	8,942
未払金	191,826	167,245
未払費用	107,319	104,205
未払法人税等	159,873	188,564
未払消費税等	146,089	－
賞与引当金	270,256	248,467
役員賞与引当金	24,224	21,196
預り金	19,544	22,168
その他	89,298	80,612
固定負債	[1,554,746]	[1,888,919]
長期借入金	109,964	350,000
リース債務	771	29,861
退職給付引当金	1,299,008	1,371,368
役員株式給付引当金	92,939	85,354
長期預り金	20,500	20,500
資産除去債務	31,563	31,834
負債合計	3,787,227	3,914,345
純資産の部		
株主資本	[16,742,123]	[16,878,441]
資本金	(3,001,929)	(3,001,929)
資本剰余金	(2,587,029)	(2,587,029)
資本準備金	2,587,029	2,587,029
利益剰余金	(11,318,804)	(11,434,134)
利益準備金	197,500	197,500
その他利益剰余金	11,121,304	11,236,634
別途積立金	4,913,000	4,913,000
繰越利益剰余金	6,208,304	6,323,634
自己株式	(△ 165,639)	(△ 144,651)
評価・換算差額等	[80,013]	[56,296]
繰延ヘッジ損益	80,013	56,296
純資産合計	16,822,136	16,934,738
負債及び純資産合計	20,609,364	20,849,083

損益計算書

(単位 千円)

項 目	前 期 (ご参考) (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)		当 期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)	
売 上 高	13,634,057		13,109,982	
売 上 原 価	6,845,235		6,500,158	
売 上 総 利 益	6,788,821		6,609,824	
販売費及び一般管理費	5,994,272		5,892,056	
営 業 利 益	794,549		717,767	
営 業 外 収 益				
受 取 利 息	190		30,638	
為 替 差 益	—		91,131	
受 取 保 険 金	153		—	
受 取 手 数 料	4,518		5,745	
受 取 補 償 金	4,150		233	
そ の 他	1,174	10,187	4,851	132,600
営 業 外 費 用				
支 払 利 息	8,615		13,125	
為 替 差 損	1,046		—	
支 払 手 数 料	3,698		9,923	
そ の 他	1,815	15,175	1,861	24,910
経 常 利 益	789,560		825,457	
特 別 損 失				
固 定 資 産 除 却 損	48,779		28,050	
減 損 損 失	121		—	
製 品 販 売 中 止 に よ る 損 失	51,986	100,887	2,356	30,406
税 引 前 当 期 純 利 益	688,673		795,051	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	258,434		278,329	
法 人 税 等 調 整 額	△ 88,434	170,000	4,488	282,818
当 期 純 利 益	518,672		512,233	

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本						株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 金 剰 余 金	利 益 剰 余 金			自 己 株	
		資 本 金 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2025年4月1日残高	3,001,929	2,587,029	197,500	4,913,000	6,208,304	△ 165,639	16,742,123
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△ 396,903		△ 396,903
当期純利益					512,233		512,233
自己株式の取得						△ 6	△ 6
自己株式の処分						20,994	20,994
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	115,330	20,988	136,318
2026年3月31日残高	3,001,929	2,587,029	197,500	4,913,000	6,323,634	△ 144,651	16,878,441

(単位 千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
2025年4月1日残高	80,013	80,013	16,822,136
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 396,903
当期純利益			512,233
自己株式の取得			△ 6
自己株式の処分			20,994
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△ 23,716	△ 23,716	△ 23,716
事業年度中の変動額合計	△ 23,716	△ 23,716	112,601
2026年3月31日残高	56,296	56,296	16,934,738

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式：
移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの：
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）
3. デリバティブ取引：時価法
4. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有する棚卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - (1) 商 品：総平均法
 - (2) 製 品：総平均法
 - (3) 原 材 料：総平均法
 - (4) 仕 掛 品：総平均法
5. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) リース資産以外
の有形固定資産：定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建 物：7～65年
機 械 及 び 装 置：12年
車 両 運 搬 具：4～6年
工 具、器 具 及 び 備 品：2～15年
 - (2) リース資産以外
の無形固定資産：定額法
但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

- (3) リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については、貸倒実績率等を勘案した必要額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

・未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 役員株式給付引当金

株式給付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における要給付見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、整形外科分野を中心とした医療機器類の卸売又は製造等による販売を主な事業としており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。また、上記事業に係る収益については、一定期間の取引数量等に応じリポートを支給して販売する場合があることから、変動対価が含まれます。取引価格の算定については、契約において顧客と約束した対価から当該リポートの見積額を控除した金額で算定しております。

8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ① ヘッジ手段：為替予約取引、通貨スワップ取引及び通貨オプション取引
金利スワップ取引
- ② ヘッジ対象：商品仕入に係る外貨建金銭債務及び予定取引
借入金の利息

(3) ヘッジ方針

外貨建金銭債務について、為替予約等により円貨額を確定させ、為替変動リスクを回避することを目的としております。また、借入金の金利変動リスクを回避することを目的とし、金利スワップを行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から期末までの期間において、ヘッジ手段の実行額の累計とヘッジ対象の決済額の累計とを比較して有効性の判定を行っております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

10. 会計方針の変更

該当事項はありません。

II 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性
当事業年度末における繰延税金資産は830百万円であります。
繰延税金資産の認識については、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。
2. 棚卸資産の評価
当事業年度末における棚卸資産は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、その内訳は商品及び製品5,539百万円、仕掛品0百万円、原材料及び貯蔵品24百万円であります。なお、簿価切下げによる棚卸資産の評価額66百万円が売上原価に含まれております。
棚卸資産の計上については、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅳ 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	161,551千円
長期金銭債権	671,706千円
短期金銭債務	188,895千円
2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約
当社と金融機関との間で締結していた借入限度額20億円のコミットメントライン契約は、契約終了日に契約終了しております。なお、機動的な資金調達と安定性の確保を目的に、当該コミットメントライン契約の終了日に同額の当座貸越契約を追加締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越契約に係る借入限度額総額	3,900,000千円
借入実行残高	500,000千円
差引	3,400,000千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 7,350,006千円
4. 保証債務
下記の連結子会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

Ortho Development Corporation	4,542,012 千円
	(28,400千米ドル)

なお、上記金額は期末日の為替相場により円換算しております。

V 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
仕入高	4,690,223千円
販売費及び一般管理費	61,832千円
営業取引以外の取引高	30,376千円

VI 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式	141,438株	11株	19,105株	122,344株

(注) 上記自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式が当期首において125,759株、当期末において106,654株を含めております。また、自己株式数の増加は単元未満株式の買取り11株、減少は役員向け株式交付信託の株式の処分19,105株によるものであります。

VII 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	15,839千円
賞与引当金損金算入限度超過額	78,316千円
商品評価損損金不算入額	314,954千円
未払費用	34,456千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	432,255千円
減損損失	9,301千円
繰延ヘッジ損益	△24,845千円
その他	108,051千円
小計	968,330千円
評価性引当額	△138,000千円
繰延税金資産合計	830,330千円

Ⅷ 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Ortho Development Corporation	所有直接99.4	同社製品の購入等、債務保証、役員の兼任	仕入高(注)1	4,690,223	未収入金	204
						買掛金	199,739
						未払金	2,941
				販売費及び一般管理費(注)1	61,832	未収入金	342
						受取利息(注)1	30,376
				短期貸付金	159,930		
				長期貸付金	671,706		
				保証債務(注)2	4,542,012 (28,400千米ドル)	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

2. 当社は連結子会社の金融機関からの借入金に対して、債務保証を行っております。

なお、保証料の受取はありません。また、ドル建金額は期末日の為替相場により円換算しております。

Ⅸ 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 642円60銭
- 1株当たり当期純利益 19円44銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式交付信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は129,242株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は122,344株であります。

X 重要な後発事象

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社日本エム・ディ・エム
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本間 洋一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 大介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本エム・ディ・エムの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本エム・ディ・エム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社日本エム・ディ・エム
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 洋 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 大 介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本エム・ディ・エムの2025年4月1日から2026年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

株式会社日本エム・ディ・エム 監査役会
常勤監査役 實藤 義明 ㊞
社外監査役 橋本 和子 ㊞
社外監査役 村上 元茂 ㊞

以上

議決権行使についてのご案内

株主総会へご出席いただける場合



開催日時 2026年6月19日（金）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、本冊子をご持参ください。



株主総会にご出席いただけない場合

<郵送で議決権を行使される場合>



行使期限 2026年6月18日（木）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご投函ください。

<インターネットで議決権を行使される場合>



行使期限 2026年6月18日（木）午後5時まで

次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照の上、議案に対する賛否をご送信ください。

[詳しくは次ページをご覧ください。](#)

【ご注意事項：議決権の重複行使について】

- ① 書面もしくはインターネットにより、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ② 書面とインターネットによる議決権行使が重複して行われた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ③ 書面とインターネットによる議決権行使が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

- ◎ 議決権の行使を委任できる代理人は、当社定款の規定に基づき、当社の議決権を有する他の株主さま1名とさせていただきます。
代理人がご出席される際は、代理権を証明する書面（委任状）、ご本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎ 議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

■ インターネットによる議決権行使について

スマートフォンでQRコードを読み取る方法「スマート行使」

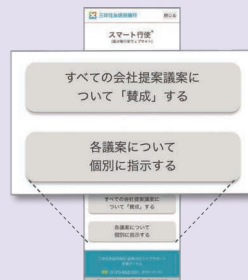
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120-652-031
(受付時間 9:00~21:00)

上記以外の場合

三井住友信託銀行 証券代行事務センター
☎ 0120-782-031
(受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

※通信料金（電話料金）などが必要となる場合があります、これらの料金は株主さまのご負担となりますので、予めご了承ください。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿2丁目2番1号

京王プラザホテル 南館4階 扇

電話 (03)3344-0111(代表)



徒歩なら——● J R 新宿駅 **西口** 下車 徒歩約5分

京王線・小田急線・地下鉄(丸ノ内線・都営新宿線) **新宿駅** 下車 徒歩約5分

都営大江戸線 都庁前駅 **B1出口** すぐ

お車なら——●「首都高新宿出入口」を降りて、3つ目の信号を右折、2つ目の信号を右折、200m位左側

株式会社 **日本エムディエム**

東京都新宿区市谷台町12番2号

電話番号 03-3341-6545



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。